

平成19年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成19年9月12日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成19年9月12日（水） 午前10時00分開議

○議長（末吉定夫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（末吉定夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、水野正美議員の登壇を許します。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君） 私は、小規模小学校統合にかかわる問題、総合運動公園予定地の活用に関する問題、市の水道事業に関する問題、大多喜ダム建設問題について、以上、大きく4つの問題について、さきに通告しました順序に従って一般質問を行います。

まず第一に、上野・名木・荒川小学校統合の総括と名木・荒川各小学校跡地の処理及び活用についてであります。昨年3月末をもって、かねて懸案であった名木・荒川・上野小学校が統合され、名木・荒川小学校は閉校となり、新たに児童数107名の上野小学校が発足しました。閉校となった名木・荒川小学校は、いずれも130年を超える歴史と伝統のある学校であり、地域住民にとっては祖父母の代からなれ親しんだ愛着のある学校であります。こうした地域住民の強い支持に支えられて、今日まで幾多の人材を輩出してきました。それだけに、地域住民にとっては閉校となった学校跡地が地域のため、公共のため、有効に活用されてほしいという願いは大きいものがあるかと推察するところであります。

ところで、閉校の際、学校跡地の処理については、1年間の猶予期間を設けて、その間、協議し、その後の取り扱いを決める約束となっていたと聞いております。そして、その1年間の貸借については従来どおりの条件、つまり、荒川小学校跡地については有償で、名木小学校跡地については無償で借り受けることとして、その間に買収・返却等について結論を出すことになっていたと承っております。しかし、学校が閉校となってから既に1年半を経過していますが、今日に至っても何の動きも見られません。一体、この取り決めはその後どうなっているのか。

勝浦市内には、なお小規模小学校が存在し、児童数の減少に伴って、さらに小規模校統合の問題が浮上する可能性が高い状況にあります。その際、今回の学校統合の経験が大いに参考になるものと思われま

こうした状況に踏まえて、以下、何点か質問いたします。

第1に、上野・荒川・名木小学校が統合して1年半が経過した今日、その総括についてどのように考えているのか。地域住民のさまざまな思いに対する対応や、合併したことによる教育面におけ

る効果や解決すべき課題等はどのようなものであるのか、また、統合によって財政面の影響はどのようなになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

第2に、閉校となった学校跡地の処理の問題であります。1つは、荒川小学校跡地の問題であります。この土地は、全部賃貸契約になっており、学校用地としての用途が廃止となった場合は、地権者に返還することになっていますので、基本的には更地にしてお返しすることになります。ただし、市が買収することで双方が合意した場合は、買収することになると思われませんが、この場合は地上権が発生することになります。この件について市は、どのような方針でどのような交渉を行ってきたのか。そして、現状はどのようなになっているのか、地権者の対応も含めてご説明をいただきたいと思います。

2つには、名木小学校跡地の問題であります。これも学校用地としての用途が廃止となった場合は、返還するという約束は同じであります。荒川小学校の場合と決定的に違うのは、市が無償で借りていること。しかも、学校用地の大部分5,151平米は学校用地としての用途を廃止した場合には返還することを条件に、大正3年9月及び平成17年9月30日付で勝浦市に贈与され、所有権移転が行われていると聞いています。大正3年といえば、93年も前の話で、贈与のいきさつを承知している人はほとんどいないと思われ。この種の問題は、一つ一つきっちりと文書にして残しておかないと、後世に悔いを残すことになりかねません。

そこで、質問するのでありますが、①他の地権者は無償貸与であるのに対して、1人だけ贈与になっていますが、贈与のいきさつはどのようなものであったのか。さきに述べたように、贈与は2件あるようではありますが、それぞれの経過について、記録がありましたらお示しの上、ご説明を願いたいと思います。

②跡地問題について、この寄贈者とはどのような話し合いが行われてきたのか。相手方の主張はどのようなものであるのか。これに対する市側の基本的な考え方について、明らかにしていただきたいと思います。

③市は、このほかの地権者に対して、どのような方針のもとに、どのような交渉を行ってきたのか。地権者の対応も含めてお示しいただきたいと思います。

④名木小学校・荒川小学校の跡地問題については、それぞれ条件も異なり、相手方の言い分も異なるものがあるかと思われ。今後、本件問題について、その活用策も含めて市の基本的な考え方について明らかにしていただきたいと思います。

次に、総合運動公園予定地の活用について質問いたします。総合運動公園は、平成2年から6年にかけて市の開発協会により用地買収が進められました。用地買収に伴う借入金として5億4,447万6,035円、約5億4,500万円が投入され、37筆、約5万5,000平米の土地が買収されました。しかし、買収を予定していた用地の一部は未買収地で、今後、買収の可能性も薄く、市の財政状況から見ても、また総合運動公園を建設する財政的見通しなどから、開発協会による用地買収事業は、現在、凍結となっています。

こうした状況の中で、取得した用地の一部を市民憩いの場として活用する計画が浮上しました。そして、そのための調査を行う中で、用地内にある旧射撃場跡地から鉛弾、標的に使ったクレーの残骸や薬きょうが大量に見え、これを除去する必要が生じたとのことであります。委託調査の結果、行政側の説明では、この土地はpH8.7とアルカリ度が高く、鉛が水に溶けやすい地質であり、近くの井戸を調査した結果、今のところ汚染はないものの、土壌汚染、地下水汚染が懸念される上、

樹木を伐採して切り開いたため汚染が加速されやすいとして、影響が出る前に処理するということになったものであります。そのための支出として、平成 16 年度決算では、総合運動公園廃棄物処理手数料、用地地質調査費、廃棄物処理業務委託料など、合計 4,511 万 4,405 円が支出されております。

このほかに用地内にあるコンクリート等の建造物を除去するための整備費として、平成 15 年度 750 万円の予算措置をしましたが、土壌汚染等のため実施できず、平成 16 年度に事故繰り越しになっております。

要するに、総合運動公園用地買収に約 5 億 4,500 万円、そのほかに欠陥土地購入の後始末とも言える 5,260 万円の貴重な財源が投入されていることになります。そして、平成 18 年度当初予算では、総合運動公園内にある実包火薬庫の移転工事費 378 万円が計上され、6 月補正では移転に伴う設計委託料 50 万円が計上されました。合わせて 428 万円であります。

総合運動公園建設のために 5 億 4,500 万円もかけて用地買収を図ったが、用地が虫食い状態である上に、旧射撃場の鉛による土壌汚染を 5,250 万円もかけて処理せざるを得なかった。これは、いわば前執行部の負の遺産であり、私は今になって現執行部の責任を問うつもりは全くありません。

しかし、こうした先行投資を無駄にしないためにも、市民憩いの場として活用しようとした市の方針に照らして、事態は今日まで何の進展もないのはどうしたのか。予算を立てながら執行されていない。その状況を議会に何の報告もない。市長は、選挙の投票率や観光客の入り込み状況を行政報告で行っておりますが、計画しながら執行できなかった事業について、議会に対して行政報告などの形でその理由及び今後の対応について明らかにして、理解を求めるべきではなかったか、このように考えるものであります。

そこで、質問しますが、①市民憩いの場として活用しようとしたこの事業は、現在どのようになっているのか。平成 18 年度当初予算で計上された実包火薬庫移転工事や移転に伴う設計業務委託はどのようになっているのか。

②鉛による土壌汚染は完全に除去されたのか。また、コンクリート等の構造物は撤去されたのか。市民憩いの場として活用する上で障害として残っている作業は、実包火薬庫の移転だけなのか。

③本件問題について、今後、市はどのように対応する考えか。引き続き市民憩いの場として活用する事業を推進する考えか。その場合、いつごろを目途に事業を考えているのか。以上について明らかにしていただきたいと思います。

大きな 3 つ目として、勝浦市の水道事業についてであります。私は平成 17 年 3 月議会における水道事業会計予算の質疑に際して、勝浦市の水道事業の現状と今後の経営戦略について、また、広域水道企業団に対する対応について、市長の見解を求めてきたところであります。私は、その中で広域水道の一部給水が始まった平成 8 年と平成 15 年を比較して、平成 8 年には総給水量 358 万 862 トンに対して無収水量は 58 万 2,718 トン、16.27%であったものが、平成 15 年度では総給水量 353 万 8,042 トンに対して無収水量 79 万 8,934 トンとなっており、わずか 8 年間で漏水等による無収水量が 21 万 6,216 トンもふえて、総給水量の 22.58%にも達していることを指摘いたしました。先般、平成 18 年度決算が公表されましたが、それによれば、この傾向はさらに助長され、総給水量 370 万 302 トンに対して無収水量は 100 万トンを超えて 101 万 9,247 トン、総給水量の実に 27.54%にも達しているのであります。

一方、南房総広域水道との関係で言えば、平成 15 年度ベースでは勝浦市の総給水量の 27.87%の

水を広域水道から受水していますが、広域水道に支払う受水料金は市の原水及び浄水費総額の実に 63.88%にもなっていました。これが平成 18 年度では勝浦市の総給水量 370 万 302 トンで、そのうち広域水道からの受水量は 103 万 2,888 トン、26.96%であり、広域からの受水量と市の無収水量がほぼ匹敵する数値になっております。広域水道からの受水量がそっくりそのまま市の無収水量となっているのであります。

一方、経費の面では、市水道の原水及び浄水費が約 3 億 8,564 万円に対して、広域水道に支払う受水料金は約 2 億 5,784 万円、66.69%に拡大しているのであります。一般的に言って、商品の 3 割をほかの会社から仕入れて販売をしながら、その仕入れ価格が自社製品を含めた総売上金の 7 割を占めているような企業は、経営が成り立たないのは当然であるとして、私は過去の議会において長期的視野に立った経営戦略を検討すべきと提言してきたところであります。

私は、市長はこの提言を受けとめていただいたと理解しているのでありますが、勝浦市では平成 18 年度に 5 年間で 7 億円を投入して総延長 9,100 メートルの老朽管布設替え、口径拡大、さらに 1 億 1,500 万円を投入して老朽化した浄水場施設の一部を更新する計画を立てました。私は、これにより漏水が減って、有収率が向上し、広域からの受水量を減らすことができれば、高いと言われていた勝浦市の水道料金を抑えることができると期待しているものであります。

もう一点、広域水道との関係で申し上げたいと思います。広域水道は、平成 17 年に 8.5%の大幅値上げを行いました。これは毎年発生する単年度赤字、約 1 億 1,000 万円の解消と累積赤字約 33 億円を、これ以上ふやさないための値上げであるとの当初の説明でありました。しかし、平成 17 年度決算では、この値上げにより従来発生していた単年度約 1 億 1,000 万円余りの赤字を解消した上で、1 億 6,688 万円の黒字を計上しました。私は、広域水道運営協議会で、少し上げ過ぎではないかと指摘したところであります。

先般、平成 18 年度決算が出されました。2 億 8,850 万円の黒字になっています。広域水道企業団の平成 18 年度の当年度未処理欠損金が 29 億 2,623 万円でありますから、このままいくと約 10 年間で欠損金が解消されてしまいます。各地方自治体の企業財政や市民の経済状況を見れば、市民が高い水道料金を負担して、そんなに急いで借金を返済する必要があるのか。償還年数を長くして、市民の負担を軽減すべきではないかと考えるものであります。

そこで、何点か質問いたします。

①平成 18 年度に計画した老朽管布設替えや浄水場施設更新事業進捗状況はどのようなものか。平成 19 年度はまだ年度途中でありますが、現時点でどのような進捗状況になっているのか。

②平成 18 年度は老朽管の更新事業によって漏水が減少し、有収率が向上すると期待していましたが、決算では逆に無収水量がふえています。この理由について、説明をお願いします。

③今後この老朽管布設替え工事の進捗に伴い、相当程度有収率が上がると期待してよいのか。今年度の今日までの実績を含めて、今後の見通しについて説明をいただき、見解をお聞かせいただきたいと思います。

④として、広域水道との関係であります。1 つには、さきに述べましたように、老朽管布設替えや老朽施設の更新により、今後、無収水量を減らしていく中で、勝浦市の必要水量を精査し、広域水道企業団に対して受水量の減量を申し入れるべきと考えますが、勝浦市として今後、どのような方針で臨むのか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

2 つとして、広域水道企業団は平成 17 年には料金改定を行い、今後、5 年ごとに改定する予定

になっています。広域水道企業団は昨年の運営協議会において、私の質問に答えて、平成 22 年は料金改定を見送る考えを示唆しました。しかし、平成 18 年度決算を見る限りでは、欠損金の償還年数を引き延ばし、さらには起債の繰り上げ償還や企業努力による経費の節減に努め、受水料金の引き下げを行うように、勝浦市として申し入れるべきと考えますが、この点についての市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

3つとして、市の水道事業に対する広域水道の位置づけの問題であります。夷隅川上流に位置する勝浦市としては、比較的水源が豊富と考えられますが、施設が老朽化し、その更新には多額の財源を必要としており、今後は広域水道を主体するほうが財政的に有利であるとの考えもあるようがあります。これは今後、経営方針を考える上で極めて重要であると考えられるものでありますが、勝浦市としては、今後、どのような方針で臨むのか、市長の見解を求めるものであります。

最後に、大多喜町に建設予定の多目的ダムにかかわる問題であります。本来、さきの広域水道と一緒に論ずべき課題と考えますが、市の一般会計にもかかわり、事柄が大きいので別建てで質問いたします。

先般、私は知人の大多喜町議会議員に案内していただいて、大多喜ダム建設予定地を視察する機会がありました。広大な用地と取り付け道路や橋など、建設のためのインフラ整備はかなり進んでおり、案内していただいた議員の説明によると、既に 66 億円余りの先行投資が行われているとの話でありました。町長の話では、平成 16 年末時点で事業費ベースで 45%支出済みであり、用地買収は 93.1%、残る地権者は 1 人とのことであります。

広域水道企業団の説明では、この大多喜ダムは治水・治水対策、農業用水、水道用水確保のための多目的ダムであり、夷隅川水系総合開発事業として建設が進められていた。事業費総額は概算で 151 億 1,100 万円。内訳は、ダム本体工事にかかわる公共部門として 145 億円、県単分として 6 億 1,100 円とのことであります。このうち広域水道の負担分は総事業費の 24.4%、36 億 8,700 万円、及び広域水道企業団単独事業として導水・取水工事等で 19 億 1,100 万円、合計 55 億 9,800 万円。このうち平成 17 年度末における支出済額は 17 億 4,600 万円。これはダム本体の水源負担分とのことであります。

そして、今後における支出予定額として 38 億 5,200 万円。財源内訳は、国が 2 分の 1 の 19 億 2,000 万円、県が 8 分の 1 の 4 億 8,000 万円、市町村出資金が 3 分の 1 の 12 億 9,000 万円、企業団の自主財源として 24 分の 1 の 1 億 6,200 万円。なお、市町村出資金は広域水道の負担分で、構成団体の契約水量の割合で各自治体の一般会計から支出し、後年度にその 2 分の 1 が交付税措置されることとあります。

勝浦市の場合は、負担率 9.126%でありますから、1 億 1,772 万円となり、その 2 分の 1 が交付税措置される計算になります。広域水道企業団の自主財源分の 1 億 6,200 万円は、いずれ受水料金に転嫁されることになるでまいしょう。この計画が事業途中で中止になると、その財政負担はどのようなになるのか。ただ計画中止だけでは済まない問題であります。

そこで質問しますが、①事業規模、財政負担割合等は、現在でも私が示した平成 17 年度末の数値でよろしいのかどうか、確認のため、質問をいたします。

②事業計画が中止に至った経過について、ご説明を願いたいと思います。

③事業が中止となった場合、既に支出してしまった経費を含めて、どのような負担になるのか、説明を求めるものであります。

④今後の勝浦市の対応について、市長はどのように考えているのか、見解を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、総合運動公園予定地の活用についてであります。1点目の市民憩いの場として活用しようとしたこの事業は、現在どのようになっているのか。平成18年度当初予算で計上された実包火薬庫移転工事や移転に伴う設計業務委託はどのようになっているのかとのご質問でございますが、市民憩いの場として活用を図るためには、現地でございます実包火薬庫の移転が必須条件となりますので、実包火薬庫移転に係る設計業務と移転に伴う実包火薬庫の新築工事について、平成18年度予算に計上いたしました。

設計業務につきましては、平成18年7月に委託契約を締結し、同年8月に設計業務が終了いたしましたので、その設計に基づき実包火薬庫新築工事について発注いたしましたが、建築地先であります中谷区より建築についての疑義の申し入れがありました。

このことから、工事については一時中止し、区役員との協議等を行うとともに、区民にも説明会を開き、理解を求めましたが、どうしても理解が得られなかったことから、建築工事について取りやめを決定したところであります。

しかしながら、市民憩いの場として活用を図っていくためには、実包火薬庫を移転しなければなりませんので、新たな移転先について所有者に事情を説明いたしまして、元大森粗大ごみ捨て場敷地内に移転を予定して、大森区と実包火薬庫の建築について協議しているところであります。

2点目の鉛による土壌汚染は完全に除去されたのか。また、コンクリートの構造物は撤去されたのか。市民の憩いの場として活用する上で、障害として残っている作業は実包火薬庫の移転だけかとのご質問でございますが、鉛による土壌汚染については、平成16年度の9月補正において予算を計上し、汚染土壌の除去工事を実施いたしました。実施範囲は、土壌及び水質調査報告書に基づき除去範囲を決定し、実施いたしましたので、完全に除去されたと認識しております。また、コンクリート等の構造物についても撤去いたしました。

市民の憩いの場として活用する上での障害として残っている作業については、実包火薬庫の移転問題だけと認識しております。

3点目の本件問題について、今後、市はどのように対応する考えか。引き続き、市民憩いの場として活用する事業を推進する考えか。その場合、いつごろを目途に事業を考えているのかとのご質問でございますが、市といたしましては、市民の貴重な財産でもありますので、市民が自然環境に触れ合う場として、引き続きこの事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、事業計画であります。実包火薬庫の移転問題を解決後、財政状況等を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。1点目の平成18年度に計画した老朽管布設替えや浄水場施設更新事業の進捗状況及び平成19年度事業の進捗についてであります。平成18年度におきましては、配水管布設替工事を2路線、浄水場施設改修工事を2件実施いたしました。

鵜原から松部地先にかけての配水管布設替工事、これを第1工区といたしまして、平成18年7月15日に着手して平成19年3月20日に完成し、松部地先における配水管布設工事、これを第2

工区として平成 18 年 6 月 6 日に着手して、平成 19 年 2 月 22 日に完成しております。また、佐野浄水場の遠方監視制御装置交換工事は平成 18 年 9 月 26 日に着手し、平成 19 年 1 月 31 日に完成し、同浄水場の一系沈殿池傾斜板改修工事は平成 18 年 12 月 1 日に着手し、平成 19 年 3 月 20 日に完成しております。

平成 19 年度におきましては、配水管布設替工事を 5 路線、浄水場施設改修工事を 4 件計画しておりますが、佐野地先の配水管布設替工事は平成 19 年 4 月 28 日に着手し、7 月 20 日に完成し、興津地先の配水管布設替工事は平成 19 年 4 月 28 日に着手し、9 月 28 日に完成予定で実施中であります。

出水地先と新官地先の配水管布設替工事 2 路線は平成 19 年 9 月 4 日に着手し、12 月 2 日を工期として実施中であります。

その他、市野郷地先の配水管布設替工事は、平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月にかけて実施する予定としています。

また、佐野浄水場における残留塩素計更新工事ほか 3 件の浄水場施設更新工事については、平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月にかけて実施する予定であります。

2 点目の平成 18 年度における無収水量増加についてであります。平成 18 年度におきましては約 3.7 キロメートルの老朽管布設替工事を実施いたしましたが、工事が完成し、更新施設の使用が年度末になったことなどが、平成 18 年度における有収率の向上という事業効果につながらなかった主な原因ではないかと考えております。

3 点目の老朽管布設替工事の進捗による有収率向上の見通しについてであります。平成 19 年 4 月以降におきましては、有収率が 76%を超える数値を示しております。この傾向につきましては、日ごろの漏水対策工事の成果であるとともに、平成 18 年度事業で完成し、更新された施設の使用による効果などがあらわれてきているものと考えます。

このように、老朽管の更新につきましては、管路破損事故を防止し、漏水を減少させることから、着実に有収率の向上につながるものと考えますので、引き続き水道水供給の安定化を図るため、計画的に老朽管更新事業を推進してまいりたいと考えます。

次に、広域水道との関係についてであります。1 点目の、今後、無収水量を減らしていく中、勝浦市の必要水量を精査し、南房総広域水道企業団に対して受水量の減量を申し入れるべきとのご質問であります。各構成団体ごとの権利水量につきましては、計画目標年度における構成団体ごとの計画給水量を定めた水道用水供給に関する覚書等に基づいて運用されてきておりますが、平成 17 年度におきまして、社会経済情勢等の変化により計画給水量を変更する必要が生じた場合、企業団と協議することを可能とする内容で覚書の変更がなされました。

また、これとあわせて関係市町村の廃置分合と受水量の変更調査結果に基づいた権利水量の一部変更が行われたところです。権利水量の変更は、全体の計画給水量の中で調整が行われるため、減量を希望する団体と増量を希望する団体とが合致した場合に初めて可能となるものですが、今後におきましては、有収率の向上も考慮の上、将来の水需要の変化に応じて、企業団と協議を行ってまいりたいと考えます。

2 点目の広域企業団に対して欠損金の償還年数を引き延ばし、さらには起債の繰り上げ償還や企業努力により経費の節減に努め、受水料金の引き下げを行うよう申し入れるべきとのご質問ですが、南房総広域水道企業団の平成 18 年度決算につきましては、給水収益の減少はあるものの、企業債

繰り上げ償還による利息の減少や減価償却の修正に伴う特別利益の計上などにより約2億8,000万円の当年度純利益を生じたところですが、依然として累積欠損金を約29億2,000万円有するという厳しい経営状況にあります。

一方、経営基盤が弱い構成団体の末端水道事業にとりましては、企業団に対する支払いは受水費として費用構成の約30%のウェートを占めており、経済情勢により財政状況が著しく悪化する中にあって、水道経営に与える影響は大きいものがあります。このため、企業団に対しましては、さらなる経営努力による経費節減を行い、構成団体の負担軽減を図るよう要請してまいりたいと考えます。

3点目の施設の老朽化に伴う市の水道事業における広域水道との位置づけについてのご質問ですが、自己水源と広域水道からの受水の関係につきましては、平成18年度の実績によりますと、年間総配水量370万300立方メートルのうち、広域水道からの受水量が103万2,888立方メートルで約28%を受水し、残りを自己水源で賄う形で給水をしております。勝浦市水道事業のうち、自己水源につきましては施設の老朽化が進んでいることから、経営基盤を強化するとともに、効率的な施設更新を図ることが重要な課題となっております。

また、先般、南房総広域水道企業団では、国庫補助事業再評価の結果、大多喜ダム建設事業への事業参画を中止する決定がなされましたが、広域水道の給水計画の変更となる環境変化が生じております。

今後は、水道事業の安定経営を図るために、このような社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、将来の水需要を的確に把握して、自己水源と広域水道の能力・機能を最大限生かしながら、効率的な施設整備計画について検討してまいりたいと考えます。

次に、大多喜町に建設予定の多目的ダムに関する問題について申し上げます。

1点目の事業規模・財政負担割合についてのご質問ですが、大多喜ダム建設事業の事業費及び財源内訳、平成17年度末における支出額及び平成18年度以降の支出予定額等につきましては、おおむね議員、ご説明のとおりであります。

2点目の事業計画が中止に至った経緯についてのご質問ですが、大多喜ダムは治水・利水を目的とした多目的ダムで、千葉県県土整備部と南房総広域水道企業団との共同事業として推進しており、水道用水としては南房総地域の水需要の増加、特に夏期水需要のピーク時に対応することを目的として進めてまいりました。

このような中、少子高齢化の進展、水需要の停滞や市町村合併の進展など、地域を取り巻く環境の変化が生じていることから、利水者である南房総広域水道企業団では、平成18年度から国庫補助事業再評価制度に基づき、水道水源開発等施設整備事業（大多喜ダム建設事業）の再評価を実施いたしました。評価に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される国庫補助事業再評価委員会において、社会経済情勢等の変化、水需要の動向等を勘案して、需要の推計を行い、大多喜ダムの必要性についての検討がなされたものですが、平成18年12月より3回の評価委員会が開催され、平成19年4月25日の第3回評価委員会で、評価委員会委員長から南房総広域水道企業団企業長あてに再評価の意見が示されたものであります。

この評価結果については、受水量の最大は平成24年度の1日当たり4万146立方メートルであり、その後、水需要は減少が続き、受水量も減少に転じることから、既存水源で対応可能であるため、大多喜ダム建設事業への参画を中止することが妥当という内容でした。

企業団では、この結果を踏まえ、平成19年5月7日から11日にかけて、各構成団体へ説明を行った後、平成19年5月15日付で大多喜ダム事業への参画中止を決定し、5月22日に厚生労働省及び千葉県県土整備部に報告するとともに、6月18日は、大多喜浄水場内掲示板及び南房総広域水道企業団ホームページへの登載により、再評価結果を公表いたしました。

3点目の事業が中止となった場合、支出済経費を含めて、どの程度の負担になるかのご質問ですが、大多喜ダム建設事業の事業費につきまして、現時点の試算では公共分と県単分を合わせて約151億1,100万円で、このうち企業団の負担は24.4%分の約36億8,700万円となっております。このうち平成18年度までの執行額は、事業費で約72億3,700万円、このうち企業団負担は約17億6,600万円であり、約48%の進捗率となっています。また、平成19年度以降の残事業費は約78億7,400万円、このうち企業団負担は約19億2,100万円であり、その他企業団が実施するダムからの導水・取水工事費等、約18億4,500万円が見込まれています。

なお、本事業に係る勝浦市の出資金につきましては、全体で約1億6,020万円で、このうち平成18年度までの執行済額が約4,960万円、平成19年度以降の残事業分が約1億1,060万円となっております。

以上が全体事業費及び執行済額及び今後の予定額であります。事業が中止となりますと、ただいま申し上げました平成19年度以降、企業団負担予定額約37億6,600万円、うち勝浦市出資金約1億1,060万円の削減が見込まれます。また、引き続き事業を継続した場合、当初計画にはありませんが、将来、高度浄水施設の整備が必要になるとされています。さらに、ダム事業から撤退することにより、取得用地、付替道路及びダム周辺環境整備などの残務処理が発生すると考えられておりますが、この実施につきましては、実施主体である千葉県県土整備部と今後協議し、内容を決定していくと伺っております。

4点目の今後の市の対応についてのご質問ですが、大多喜ダムの機能として治水がありますが、利水者が中止を決定したことに伴い、治水事業の事業計画が大幅に変更となることから、千葉県県土整備部では夷隅川流域委員会に再評価を諮問し、今後の対応方針を決定していくと聞いております。

このようなことから、今後、治水側の検討の進捗にあわせて、撤退に伴う残務処理の内容が協議される予定とされておりますので、構成団体として負担方法等について適正な処理がなされるよう対応してまいりたいと考えます。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、学校統合の問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

学校統合についてであります。第1点目の名木・荒川・上野小学校の統合についてですが、地域住民のさまざまな思いに対する対応については、学校跡地が地域のため、公共のために有効活用されるよう、市としましても市有地活用庁内検討委員会を初め関係各課で検討してまいりました。今後も地権者の意向を十分踏まえながら、有効活用が図れるよう努力したいと思っています。

次に、教育面における効果や解決すべき課題等につきましては、上野小学校において統合後の学校生活に関するアンケートを実施したり、保護者会等の折に統合についての感想等を伺ったりして、

統合後の様子を把握しております。

子供たちからは、学校生活が楽しくなったという回答を多く得ています。約80%の子供たちが学習の時間が楽しくなった、クラブ活動の時間が楽しくなったと答えています。楽しくなった理由として、友達がふえたこと、施設が整っていることを上げています。また、保護者につきましては、学級の人数が多くなり、子供たちが活発になったという回答もありました。さらに、子供たちのさまざまな活動が充実し、スポーツや文化活動において、統合前に比べよい成績がふえたことも事実であります。

財政面への影響につきましては、平成17年度と18年度の当初予算額で比較しますと、全体で106万7,000円の減額になっています。

次に、旧荒川小学校跡地につきましてお答えいたします。同跡地については、市といたしましては、地権者と協議が整えば買収、そうでなければ、返還する方向で交渉してきました。学校跡地の大部分を所有する地権者東光寺代表役員、桜井英夫氏は、跡地を市に売払いすることを希望していましたが、平成18年度中は双方の意見の食い違いがある中、仮に市が買収の場合は実測面積でということから、現在、隣接地権者との間で境界の確認作業を行う一方、その他の面でも交渉中です。

今後の方針については、学校跡地であります東光寺代表役員、桜井英夫氏、佐藤昭男氏、2人の地権者との交渉を引き続き行い、協議が整えば買収したいと考えます。

次に、旧名木小学校跡地につきましてお答えいたします。

最初に、旧名木小学校跡地について、学校用地の中で贈与となっている土地のいきさつについてですが、最初に寄附を受けた土地は、勝浦市名木紅葉97番地の1であります。このことは大正3年9月に当時の地権者である吉野盛氏から上野村長あてに提出された文書からわかります。また、同書は、この土地が条件付贈与であり、学校敷地用としての用途を廃止したときは無償で子孫に還付する旨の内容の文書です。

次に、寄附を受けた土地は、勝浦市名木紅葉89番の1の一部の土地であります。昭和33年10月16日、既に死亡しておりますけれども、吉野信之氏より学校用地として寄附されましたが、平成7年3月17日、吉野信之氏の死亡により、相続人のうち吉野愛氏より平成9年3月27日、市に対して被相続人、吉野信之氏が昭和33年10月16日に名木小学校用地として寄附した勝浦市名木紅葉89番地の1の一部を、その意思を継いで寄附申請がありました。市は、これを受けて所有権移転登記を行ったところであります。また、平成9年3月28日付で、市と相続人である吉野愛氏ほか4名の者と勝浦市立名木小学校学校用地寄附に関する協定書を取り交わしたところであります。特に協定書の第3条で、学校用地として用途を廃止したときは、無償にて返還するとなっております。

次に、話し合い及び相手方の主張であります。吉野信之氏の相続人の一人であります吉野英昭氏は、他の土地地権者の方々との話し合いの結果決めたいということでした。市では買収の方で考えていましたが、財政面等の理由で5年間待つてほしい旨、依頼しました。しかし、吉野英昭氏は返還してほしいということなり、現在は返還の方で協議しているところであります。他の地権者につきましては、基本的には吉野信之氏相続人である吉野英昭氏の動向を見て考えられるとのことでした。市といたしましては、今後、地権者等の意見も尊重しながら、基本的には返還する方向で協議してまいりたいと考えております。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） 11 時 10 分まで休憩いたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15 番（水野正美君） 答弁が、学校統合についてが一番最後になってしまったのですが、質問の順序に従って、学校統合の問題から第2回目の質問をさせていただきたいと思います。

質問の一つ、名木・荒川小学校統合についての教育面における効果。これは子供たちにアンケートを実施して、いろいろお友達ができるとか、教育施設が充実しているとか、好評のようであります。しかし、統合というのは、それだけではなくて、必要なのは地域住民がどのように受けとめているのかということが、これから進めていく上でも非常に大事な観点だろうというふうに思うのです。その辺はどうなっているのか。つまり、子供の送り迎えという問題、これはスクールバスが走っていますけれども、本当にスクールバスが走っていて、それで子供たちの足が全部万全に確保されたのか、あるいはクラブ活動などの問題も含めて、そういう問題が起こるだろうと思うのですが、そういう点についてはどういうふうに克服されてきているのか、また、地域の保護者の方々、地域の方々がどういうふうに受けとめているのか、その辺について教育委員会としてつかんでいたら、その辺も含めた総括が必要ではないかというふうに思うので、つかんでおりましたら、ご披露願いたいというふうに思います。

財政面の影響については、ご答弁を受けとめておきたいというふうに思っております。

跡地の問題。率直に言ってしまうと、荒川は買収するということで、名木は返しますということの基本路線として交渉しているということなのです。では、返すという判断は何を基準にしたのか。荒川小学校は買収するというのは、何を根拠にして買収するという方針を定めたのか。その辺の市の方針を決定する基準、根拠、こういうものがあって初めて買収するかしないか、返すかということを決めると思うのです。その辺があいまいなのです。前回、警察署の問題がありました。あそこに3面のテニスコートがある。きのう、体協の皆さんがその辺についてご議論があったというやに承っておりますけれども、体協としては、あそこの3面のテニスコートをとんでもないところに持っていかれたのでは、武道館のほうにある2面のコートを足して5面のコートで大会などを運営しているのだと。これをばらばらにされたら、大会運営ができなくなってしまうではないか。これは、できればまとめてほしい、こういう要望があったというふうに聞いています。その候補地として、荒川小学校の跡地が候補に上がった。あるいはまた、総合運動公園の跡地が候補に上がった、こういうふうなことを聞いているのですが、きょうの答弁を聞いていると、そういう警察署移転の問題は全然関係ないような答弁なのです。

図らずも小学校の跡地の問題と総合運動公園の跡地の活用の問題について、たまたま一般質問の素材に取り上げていたのですが、これがたまたま行政側の説明の中でひっかかってきたのです。警察署移転に伴いテニスコートを売り払うという問題との関連の中で、テニスコートをどうするんですかという問題が出てくるかもしれない。そういうものについて、整合性がある行政側の計画なり案なりというのが、答弁の中では全然示されていない。警察署の建て替え用地の問題はあれはあれ。小学校の跡地の問題は、これはこれ。総合運動公園の問題は、これもこれ。こういうふう

にばらばらに考えて、一体、勝浦市の行政は、総体としてのまちづくりの計画はどういうふうになっていくのかということになると、私、大変疑問に思うのです。

だから、警察用地の問題は別にしまして、名木小学校あるいは荒川小学校の跡地をどうするかという問題は、すぐれて勝浦市の将来設計と深くかかわってくる問題であって、それとの関連で荒川小学校の跡地はどうするのか、名木小学校の跡地はどうするのかという検討があつてしかるべきだ。この1年間、無為に過ごしたわけではないだろう。1年間のうちに結論を出すと言いながら、もう1年半以上もたっているわけですから、その間、どういう立場でこの小学校の跡地を検討してきたのかということについては、中身が全然見えない。きょうの答弁聞いていますと、荒川小学校は買います。名木小学校は、いろいろと寄附の問題だとか、あるいは学校用地として教育施設としての任務が終わったら返還するという条件にみんな借りているはずなのです。それは寄附を受けたところと、ただで借りているところと、賃借料を払って借りているところと借り方はいろいろあるにしても、いずれも教育施設としての使命が終わったらお返しするというのが前提条件なんです。名木小学校は返す。荒川小学校は買う。そういう判断した根拠は何ですか。ここのところについて、私は整合性ある判断をする根拠になったものを、ぜひご答弁をいただきたい。

これからあることなのですけども、小学校跡地をどうするかという問題は、これはすぐれて勝浦市の将来設計というものが前提になければいけない。今、行政側の幹部の皆さんとお話ししても、皆さんは大体同じような考え方、構想は持っているようです。だけど、それはどこの文書にもない。

一つは、どういうことかといいますと、保育所は60人、90人の収容する保育所が20人に満たないような小規模になっている保育所、これは将来的には中央保育所に統合しなければいけないのではないかと。統合する場合には、現在の勝浦中央保育所。だけど、あそこでは手狭でしょうがない。だから、あそこにある老朽化した給食センターをよそへ持って行って、その跡地に統合した保育所をつくる。そして給食センターも、これは荒川小学校の跡地は仮に市町村合併があったとしても、あそこを拠点にすれば、隣のまちにも給食を配達するには便利であるから、そういうことであそこは用地として活用することも考えていいのではないかとということをみんな思っている。総野園も老朽化して50人の定員でだめだから、あれをどこかへ持っていくとしたら、これは国道297号線にそういう公的な施設がまとまっていて、旧上野村のほうには何もない。だから、これを将来的には総野園の改築施設として、実際にやるかどうかは別にしまして、そこに持っていく予定地としては確保しなければいけないのではないかとというような意見を、それぞれみんな持っている。

だから、この用地というのは、基本的に今の財政状況からいうと、要らない土地は売り払う。墨名の市有地を宅地として売りに出しているでしょう。買ってくれ買ってくれとやっているわけです。行政として必要でない財産はどんどん売却して、それを市民の福祉のために役立てるという基本的な考え方。それともう一つは、そうしたものとしてありつつも、将来的なことを考えた場合に、仮に一般財産として確保するにしても、先行投資をして確保しなければならない行政財産だってあるだろう。そういうものとして考えていく、いろいろな考え方がある。

その場合に、名木小学校や荒川小学校がどういう見地に立って、何を根拠にして返すとか買うとかいう判断したのか。この辺が全然見えてないのですが、この辺についても含めて、ご答弁をいただきたいと思います。

関連して、今、出ているのですけども、テニスコートを3つ取り払うというのは、これは伝え聞いた話ですけども、一つの候補地として荒川小学校の長谷川グラウンド跡地がある。もう一つは、

総合運動公園に持っていったらどうだという話もある。これは行政もつかんでいるわけですから、今、警察用地を確保するという協議に入って、最終段階に至っているような状況の中で、勝浦市としての基本的な計画というのは、これらを含めて、当然、検討しなければいけない問題だと思うのだが、これらについてはどのように考えているのか、見解を承りたいというふうに思います。

相手によっていろいろあるから、それは交渉の結果を見なければわからないのですけども、基本的には今、私が申し上げた市のスタンス、必要なものは確保する、必要でないものは早くけりをつけるということを、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

総合運動公園の問題ですが、これが本件問題に対する市の基本的な方針というものと深くかかわる問題なので、改めて今申し上げたことを、学校統合に絡んで跡地の活用についてお答え願いたい。

総合運動公園予定地の問題ですが、現在は計画は立てただけで、区の反対に遭って工事が中断してしまっただけ。区民に説明会を開いたのだけど、理解は得られなかった。今は、移転先については大森に移転予定で、現在、区と協議中ということです。

私は一番最初の質問でも申し上げたのですが、市は市民憩いの場として5億5,000万円もかけて、鉛の除去も含めてあそこに多額な投資をしている。それは市民のために有効に活用しようとして、市民憩いの場という事業計画が出てきた。この事業計画を一たん出したのに、18年度決算は全部不用額で落ちた。19年はどうするのか。何の計画もないのです。これは、市は一たんそういう計画を立てたら、それができなかつたら、なぜできなかつたのか。それを打開するためにどんな努力をしたのか。大森と交渉中と言ってますが、それに1年半もかかるのですか。つまり、トップの市長、副市長を初めとして、本当に解決する熱意を持ってやるのだったら、そんなに時間がかかる問題ではない。時の流れに身を任せて、ずるずるきてしまっただけだと。私は、率直にそういうふうを感じざるを得ない。

先ほども申し上げましたように、5億5,000万円もかけて、あの運動公園を買収した。この責任は藤平市政にはない。あそこから鉛の弾が出てきてしまった。これを5,000万円もかけて除去しなければいけない。これも藤平市長の責任ではない。

しかし、藤平市長、杉本副市長、この体制の中で、あそこの鉛の除去計画を立てて、あそこに市民憩いの場として事業をやろうとして5,000万円を超える金をつぎ込んだのですから、この責任はあると思うのです。だから、ここのところはきちんとやって、市民に説明のつくようにしてもらいたい。

勝浦には公園という名のつく公園はほとんどないです。私、小さな子供を連れて、時たま八幡岬公園に行きます。官軍塚にも、あれは公園ではないかもわからないけれども、とにかく行って遊ばせる。遊ぶ道具はほとんど何もない。幸いにして勝浦は景勝の地に恵まれていますから、夕日がきれいとか、波が穏やかだとか、そういうものはあるにしても、市民の憩いの場がないのです。だからこそ、行政当局はあそこを有効に活用しようと思って計画を立てたのだから、貫徹していただきたい。なぜ今日まで延びてしまったのか。再度この点についてご答弁を求めるものであります。

答弁は、移転先が決まったら、この問題が解決したら財政状況を見て実施する。財政状況を見て実施するのではないでしょう。既に実施しようとして、あそこに手をつけたら鉛の弾が出てきた。鉛の弾が出てこなかったら、あそこは事業計画の中に入っていなければいけないところなのです。ここまで延びてしまったのは、火薬庫があったからということであるかもしれませんが、この問題が片付いたら、直ちにあそこに当初の予定どおり、市民憩いの場をつくるのだ、こういう構

えがないと、一たん立てたけど、つまりいたら、それでだめ。火薬庫の整理ができるまではだめ。できたら、懐ぐあいと相談して、その事業をどうするのか、そのときの財政状況によって決めたい。だったら、何もあそこに市民憩いの場なんて発想する必要ない。発想したからには、障害があったとしても、その障害は克服する。大森地先に火薬庫を建てて克服するんだと。この火薬庫問題だけで、あとの障害はないのだという先ほどの答弁ですから、そうだとするなら、火薬庫の解決を早急にやった上で、市民の憩いの場としての事業を早急に展開していただきたい。このように考えておるので、この点についての考え方、決意も含めて、再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

水道事業ですが、18年の計画事業、7億円かけて5年間という計画が、それなりに進捗していることは私も事前に担当課からいろいろ教えていただいて、つかんでおります。私は、今、こんなに低金利の状態で、早く手をつけたほうがいいだろうということ saying していたのですけれども、結局、夏の人の出入りが激しいのがおさまってから、平成18年度は事業を展開します。だから、完成したのは年度が終わる間際。だから、実態として出てこない。本当のことを言えば、人が入り込む前に、夏にいっぱい水を使う前に、できるだけ作業を進捗させる、事業を進捗させるというのが基本的なスタンスであるべきだということは、前々から申し上げていたところであります。

平成19年の実績を見ますと、やっと41.97%、事業計画が進捗をして、半年で約半分。だけど、一番大所の市野郷の事業は、先ほどの答弁ですと、10月から来年の3月まで、これが一番でかい事業なのです。これは何で遅くなってしまうんですか。お金がなかったのか、それとも何か理由があるのか。市が発注すれば業者がやるわけですから、今は余り景気よくないから、できれば早いところ、市内の業者にどんどん発注して、そのことによって無駄な水を捨ててしまうような状況から早く脱却をして、勝浦市としての漏水、無収水量の減少、その上に立って、広域水道と交渉して、市民のために水道料金を下げる努力をすべきだというふうに思うのでありますが、去年はそういう形で年が終わってから事業が終わるといような状況で、今年は年度の前半で半分近い事業が展開された。できれば、残る市野郷の事業は10月からと言わず、もっと早めてやったらいかかと思うのですが、もっと早めることについて障害があったのかどうなのか、その点について実態をお聞かせいただければ、幸いであります。

その点について、説明だけで結構ですが、特にだめだよとか、いいとか言うつもりはありません。これが10月以降にずれ込んできた、そういうやむを得ない事情についてあったら、ご説明をいただきたい、このように思っているわけであります。

先ほども申し上げましたように、18年度の漏水管の布設替えが年度末になってしまったから、事業効果につながらなかったという点については、客観的事実としては理解できる。だから、私は早く、年度が始まったらすぐやるべきだと主張した。結果としてそうってしまったのだから、やむを得ないと言えやむを得ない。説明は説明として受けとめておきたいというふうに思います。

19年度の今日までの実績についても、ご説明を受けとめて理解いたします。水道課の当局としては、確実に有収率向上につながるという見込みのもとに計画的に推進したいということですから、5カ年計画ですから、財政上の問題もいろいろありますから、新年度の予算ができれば、事前に手を打っておいて、早目にやって、私はその事業の効果を上げるための努力をお願いをしたい。事業の効果が上がった上で、広域水道企業団と契約水量の減少について交渉すべきだというふうに思うのであります。

私が議長をやらせていただいたときに、初めて運営協議会に出た。だけど、発言するのは勝浦の

市長と勝浦の議長だけで、ほかはみんな説明を聞いて、何もないのです。あれではだめで、私たちの背後には2万人を超える人口がこの水道を使っているわけですから、担当者も市長も議長も出ていったら、勝浦市の方針というものを事前にきちんと打ち合わせた上で、この勝浦市の方針に照らして企業団に申すべきことがあれば申し上げる、こういうことをぜひやっていただきたい。私が交渉して、ちょっと上げ過ぎではないかと言って、5年に一度の水道料金の見直しのときに、プラスとマイナスの調整をする、これではだめだよと。こんなことをやったら、5年たって水道料金が値上げのときに、各地方自治体からの減量要望と増量要望をプラスマイナスでゼロにならなかつたら、広域水道企業団はだめだよ。事業計画が立たないから、プラスとマイナスの調整はします。5年に一遍でプラスマイナスの調整がとれなかつたら、また5年待つと、10年たたなければできないではないか。毎年やれといって、毎年やるということに彼らは約束しました。勝浦市の無収水量を減少させていく。広域からもらった水はそっくりそのまま無収水量で捨ててしまっているような現状を一刻も早く克服して、克服した上で広域水道企業団と契約水量の減量の交渉をすべきだと思うのですが、この点について迫力ある交渉をしてもらいたいのです。この点についてぜひお願いしたい。

その上で、広域水道企業団に対する問題として、最後に水道事業の戦略的な問題についてお聞きしたのですが、今、勝浦市の水道の3分の1を、先ほど私が1回目の質問で申し上げましたが、26%ぐらい、広域水道からいただいているのです。約3分の1いただいている。だけど、広域水道に払う金は3分の2です。そういう構造を改めて、できるだけ自前の水道を整備して、広域からの受水量は減らしていくというふうに考えているのですが、しかし、もう一方では、今、老朽化した佐野浄水場を大枚かけてやったら20億円かかる。こんなにかかる余裕がないのだったら、全面的に広域水道に頼ってしまったほうが金としては安いではないかという考え方もあるのです。その辺を勝浦市としては企業戦略として水道事業をどういうふうに考えていくのか。これは一つの方針にきちんと整理をしていかないと、状況は変わってくると思うのです。

今回の大多喜ダムの撤退問題。結局、我々がかぶってしまうのです。だから、広域に運命をゆだねる量が多ければ多いほど、我々の意見とは別のところで動いてしまって、勝浦市は大きな負担をしょい込みかねない。つまり、自分の胃袋を他人に預けてしまう度合いが強ければ強いほど、自立性はなくなっていく。今、広域水道があるのだから、やめろとは言わない。広域水道に依拠する率をできるだけ少なくして、自前の水道をつくり上げていく、こういう努力をすべきだというふうに思うのですが、この辺の企業戦略をどういうふうに立てるかによって、勝浦市の水道事業というのは大きく左右されるだろうというふうに思うのです。ですから、勝浦市の水道をどういう立場で今後運営していくのか、質問の最後のところについて、再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

最後のダムの問題ですが、私が示した平成17年度の数値、大体そのとおりだ、そういうことでございます。そうしますと、広域水道の平成17年度の支出済額17億4,600万円、勝浦市の負担率は9.126%、これは受水契約の割合です。そうなりますと、勝浦市は約1億6,000万円ばかり。これを既に支出してしまっているということになります。

この広域水道が大多喜ダムの建設に一枚加わるということについては、私は非常に疑問を持っている。平成3年ころから事業が始まっているのです。バブルがはじけた後でしょう。こうなってくると、そのときにも、まだ南房総のリゾート構想が生きて、あそこにマンションが立ち並んで、水が足らなくなるだろうというようなことと、治山治水の大多喜の水害、こういうものを防ぐためにこういう発想をしたのだろうけども、しかし、そのときももう既に、これから先、人口はどんどん

減っていった、高齢化が進んでいくんだ、こういうことをみんな言っていたわけです。

例えば、夷隅郡市の人口動態、これは法定合併協議会が出している。平成 12 年、勝浦市で 2 万 3,235 人、夷隅郡全体で 8 万 6,212 人、これが平成 32 年になると、勝浦市は 2 万 1,000 ちょこちょこ、夷隅郡市では 8 万 1,000 ちょこちょこ。これは県がこういうデータを出している。そういう中で、大多喜ダムに広域水道が乗かってしまったんだから、これは後に大きな負担になると当時から言われていたし、私自身も思っていた。だから、中止することについて、私は異議ない。やめてしまったほうがいい。できるだけ早く撤退したほうがいい。しかし、撤退するに当たっては、勝浦市が市民に負担をかけないようなことをやってもらわなければ困る。

勝浦市が負担しなければならないものは、18 年度までは 4,960 万円支出しているというのですが、平成 19 年度以降は 1 億 1,060 万円が残っているというふうに先ほど答弁されたのですが、ここだけに絞ってでいいですから、もう少し正確に、私もメモするのに正確にメモし切れなかったもので、自分の資料は持っていますが、この辺の数値ははっきりさせていただきたい。つまり、どういうことかという、今、もう既に払ってしまった分、全体としては、平成 17 年度末における支出済額 17 億 4,600 万円、ダム本体の水源分担金はこのうち勝浦市は幾らなのか。これから市町村の出資金があります。これはどういうふうになっているのか。これが終わってしまっただめになったときに、これは県が残務の整理については交渉中でわからないと。ダム処理が発生するので、これは今後、県と協議だというのだけど、これは一体どのくらいのものが、今度、県と協議になるのか。もう支払ってしまっ、勝浦市が負担しなければいけない部分というのはどのくらいなのか。これから負担しなければいけない部分がどのくらいあるのか。そして、残務処理としてどうするかという検討が残っているのはどのくらいなのか、これをひとつ明確に数字で出していただきたいというふうに思う。

もう一つ、こういう数字をこれから市民にどういうふうに説明していくのか。結局、企業団が既に出資した分の残務整理で支出しなければいけない分も必ず水道料金に転嫁される。これはまた別の問題としてある。もう一つは、勝浦市がもう既に出してしまった金額。これから出さなければいけないと思われる金額。残務処理として、場合によっては負担しかねない金額。それにはどんなものがあるのか、わかっていたらご答弁をいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） それでは、お答え申し上げます。まず地域の方々、上野小学校学区の地域の方々がどのように受けとめているかというようなご質問であったかと思いますが、まず、教育課のスタンスとしましては、子供たちも含めてですけれども、保護者がどういうふうに受けとめているかということがまず第一だと。保護者の受けとめ方につきましては、先ほどありましたけども、まず学級の人数が多くなって、子供たちが活発になってきたような反応。以前より友達がふえた。人数がふえたからふえるわけですが、仲のよいともだちがふえたということかと思いますが、体育館、プール等、鉄筋コンクリートの校舎があります。施設、設備が大変よくなったということが、保護者の中から出ております。

また、子供たちが市民サッカー大会、平成 18 年度ですけれども、この中で市内で優勝いたしました。また、市内の音楽発表会では、今まで 1 年から 6 年全員来て合奏をやっていたということなのですが、人数もふえまして、昨年度、今年もそうですが、4 年生から 6 年生になりまして、合奏も大変難しい曲を選んで、大変迫力ある演奏をしたということで、講師の方からも褒められており

ます。また、小学校の本年度の陸上競技大会でございますが、100メートルで第1位をとっておる子供がいます。

その他、文化面でも作文、書道、習字、絵画の面でも入賞の数がふえているというようなことも伺っておりまして、その辺は保護者の方の喜びというのが地域の方の喜びというふうにつながっているのかと思っております。

地域の方の感想等、その辺のご意見につきましては、運動会の場とか、地域の方が学校に集まる機会等をとらえまして、ご意見を伺っている次第でございますが、特に学校からの報告といたしましては、特に不満があるというようなことは、今のところ伺っておりませんので、今後ともそういう機会をふやしながら、学校と相談しながら、そういう地域の声を聞くように努力していきたいというふうに思っております。

2点目のスクールバスにつきましてですが、これも保護者の感想で伺いました。定期的に動いているわけですから、決まったときに迎えに来て、きちんと帰ってくる。バスに乗っているの、安全で安心だと。バスの中でも友達との会話も弾んでというふうなことで、よい点がありました。

中では、不便な点も何点かありましたが、その中では、大雨や強風のときは学校の中まで入ってほしいと、そのようなご意見もありまして、それにつきましてはPTA、バス会社、学校で協議しまして、大雨等、そういう天候の悪い場合には学校の中まで入るというふうに、現在変わっております。そのようなことで、バスにつきましては、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、旧名木・荒川小学校の跡地の問題の交渉の経過等につきまして申し上げます。まず、旧名木小学校でございますが、これは基本的に約定がある土地がありまして、基本的に返すと決まっていた、そういう約束があったわけでございますが、それにつきましては1年間の猶予ということで教育課も交渉してまいりました。実際、この土地につきましては、吉野英昭氏を含む地権者が3人と、名木の101番地と100番地の間に道路がありまして、そこを子供たちが通学で通っておるところがあります。その土地につきましての関係者が1名ということで、4名ということで、その4名の方々と交渉してまいりましたが、基本的に皆さん、水野議員もおっしゃいましたけれども、1つは地域、勝浦市の市民または地域のために有効活用してほしいという気持ち、返してほしい気持ちということで、交渉に行くたびに、その両方を出すと。そのときによって違うときもあったわけですが、そのようなことがありました。そこで、市といたしましても、5年間、先ほども教育長からも話がありましたけれども、財政的な面もありますので、5年間待っていただきたいということでお話を申し上げたところ、これにつきましては、結局、みんなで話し合っただけということで、吉野英昭氏のお話でしたが、答え出しますというようなことで、お話しされたかと思います。回答のほうは返してほしいということになりましたもので、そういうことで、こちらとしましては、その辺、細かいといえますか、返す方向で行きたいと思っております。

地権者といいますか、関係者も含めて、気持ちが揺れているというふうなところでありまして、その辺のことも含めながらのことで、申しわけないけれども、延びてしまった次第でございます。

旧荒川小学校の跡地につきましては、地権者がお2人ということでございまして、大部分を持っていられる東光寺関係の桜井英夫氏の交渉が多かったわけでございますが、その中で市としましては、最初に意向を聞きに行ったわけでございますが、最初は賃貸関係でやっていきたいと。ただし、その辺につきましては、値段といいますか、費用といいますか、契約の額を上げてほしいというようなことで主張がありました。そのような中で、市も買収の方向でというような話も持って

いったわけですが、最初に行ったときには、協議が市と地権者のほうでなかなか折り合いがつかなかったわけです。その辺で交渉しながら折り合いがつくような形で、少しずつ歩み寄ったわけですが、もう1人の佐藤さんにつきましても、その辺、ある程度、東光寺を中心にその後、また交渉を始めている次第でございます。簡単でございますが、以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。テニスコートの移設の問題についてでございますが、昨日、体育協会、ソフトテニスクラブの役員と協議をいたしまして、市営第2庭球場の移設の経過、予定地、それに伴う附帯施設について説明をいたしました。その中で、移設場所については、荒川地先でよいと。しかし、市で当初予定いたしましたテニスコート3面の移設については、テニス大会が開催ができないとのことから、5面で考えてほしいとの強い要望がありました。また、コートにつきましては、今まで以上のもの、管理施設、照明についても考えてほしいとのご意見でございました。

テニスコートにつきましては当初3面で、元荒川小の校庭と考えておりましたが、5面では面積的に狭く、これに駐車場、管理施設をつくることは無理でございます。また、3面のみのテニスコートの移設では、社会教育事業が成り立たない可能性があることから、早急に対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 私からは、学校跡地を買収するか、返却するか、その判断の基準はいかにかということについて答弁をさせていただきたいと思いますが、2点あると思いますけれども、1点は地権者の意向ということになるかと思います。これについては、先ほど教育課長から詳しくご説明いたしましたが、価格の問題も含めて、その地権者の意向を大切にする。そういうことが一つあるかと思います。

2点目が、その土地の利用価値といいますか、荒川小の場合には市のほぼ中心部にあります。また、隣に寄贈していただきました長谷川グラウンドという大きなグラウンドがありますので、それをあわせて活用することによって、より有効な活用が図れると、そういう利用価値の問題、この2つの基準から考えてまいりました。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、私から運動公園用地の整備の関係についてお答え申し上げます。まず、ご指摘の整備のおくれということでございますけれども、これは先ほど市長からも答弁いたしましたけれども、基本的には実包火薬庫の移転が第1条件であるということで、現在まで考えてまいりました。それが残念なことには、そういう結果になりましたので、ちょっとおくれできていると。もちろんその裏には、財政の状況もございます。そのようなことからおくれということで申し上げさせていただきたいと思います。

なお、本予定地の整備につきましては、第3次実施計画、もちろん後期の基本計画の中では盛り込んでございますけれども、具体的に事業費につきましては今期契約の中では計画してございません。その裏には、第4次で約3,000万円の整備の事業費を計画してございます。結論的には、第4次の中で具体的な整備事業を考えてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、市民の貴重な財産でございますので、計画は計画といたしましても、財政状況等、十分踏まえて、極力有効活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、水道事業について。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 将来の勝浦市の水道事業について、全面的に広域に移譲するのか、あるいは勝浦市水道事業で単独で水道事業の運営をしていくのか。いずれかという質問だったと思いますが、この件については、私は従来から自分で考え続けておりました。というのは、広域に依存しても、要は水源地の問題がある。だから、勝浦市の水道事業一本に依存することが、現在の勝浦市の水源、これは上大沢から始まって夷隅川、それにいろいろな支流が合流して、現在の佐野浄水場まで流れている。その水道量と需要の問題、広域水道の場合は、利根川からの取水ですから、埼玉県でも、あるいは千葉県も全面的に利根川の水系に依存している。そういう水系が一時水源の水不足が問題となりました。そういうときに、全面的に広域にいった場合、まち自身の、特に夏の水不足というものは避けられないだろう。それをもしカバーする意味で、補完的な立場で考えをするならば、勝浦市の水道事業というものは、規模を縮小してもやっていかなければならないだろう。そして、比重の問題については、これからの勝浦市の水道事業で今、老朽管の整備をしております。そういう面からの有収率の向上、あるいは利用者の増減、そういうことを見ながら、広域水道に全面移譲すべき、あるいは何割かを依存して、ごく一部を夏場の補完をできるような水量をみずからのまちの水源で賄うべき。これは、いずれにしても、将来どちらかにするかを決していかなければならないと思います。

そういう中で、今、問題になっているのは水資源の問題、それが私なりに判断をつけるような自然の状況であるならば、それは水道全体の維持、管理という面から見ても、一本にしたほうが経費面からすれば軽く済むのではないか。しかも、水道事業として県が県営水道一本化にするならば、これはむしろ、全面的に移譲しても、その点は市の単独事業でということは考えなくてもよろしいのではないか。しかし、いずれにしても、県の水道事業の進展のあり方と今後のまちの水需要のあり方を斟酌しながら、いずれかは決定を下さなければいけないというふうに考えています。以上です。

○議長（末吉定夫君） 午後１時まで休憩いたします。

午後零時〇１分 休憩

午後１時〇〇分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。初めに、平成１９年度におけます老朽管布設替工事の市野郷地先の進捗状況についてのご質問でございますが、本事業につきましては、主要地方道天津小湊夷隅線におけます事業であります。このことから、工事の内容あるいは占用関係につきまして管理者と事前に協議を要するものでありました。このために去る５月１０日に千葉県県土整備部に事前協議を行い、６月２０日付で地域整備センターあてに事前協議の本協議書、また道路占用関係を提出したところでございますが、現時点で回答に至っていないところでございます。今後、この協議がまとまり次第、速やかに事業を執行してまいりたいというふうに考えております。

次に、南房総広域水道企業団との契約水量の協議の関係でございますが、広域企業団では、構成団体の水需要も年々変化してきている状況等もありますので、水資源を効率的に使用していくため

に、引き続き需要調査等を行いまして、必要な時期に見直し調整を図ってまいりたいというふうに伺っております。権利水量につきましては、1つは需要に応じた水を受水すると。また、負担金、出資金、基本料金等の基準となる面もありますので、構成団体の水道財政に与える影響は大きいものがございます。このことから、需要実態に即した内容にすべきであります。今後につきましては、勝浦市の水需要に応じた協議を行ってまいりたいというふうに考えます。

次に、南房総広域水道企業団の大多喜ダム建設事業からの撤退についてのご質問でございます。撤退に伴い、負担関係はどのようになるかということでございますが、現時点で把握できます内容で申し上げますと、今まで平成18年度までの実績につきましては、事業進捗率約48%、総事業費は約72億3,700万円。このうち企業団負担につきましては約17億6,600万円、さらにこのうち市の出資金につきましては4,960万円となっております。なお、平成19年度以降予定しておりました残事業につきましては、削減が見込まれてくるということになっております。

また、そのほか今後、撤退により想定される負担というご質問でございますが、企業団によりますと、撤退することによりまして、取得用地、付替道路及びダム周辺環境整備等の残務処理が発生すると言われております。

一方、この実施等に当たりましては、共同事業者であります事業主体、千葉県県土整備部と協議をしながら、その内容等を詰めてまいりたいと、このように伺っております。

治水側におきましては、利水側の撤退を受けまして、現在、今後の対処方策等を検討しているところでございますが、今後、この進捗に伴いまして、利水側との残務処理の内容等につきまして、具体的な協議が進んでくるものと予定されております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 最後の質問になりましたので、簡潔にお聞きしたいと思います。市長が答弁されたのですが、今後の水道に対する基本的な考え方が余りよくわからないのです。私は別に南房総広域水道企業団に100%依存するのか、あるいは100%自主水道でやるのかという、二者択一のことを聞いているのではなくて、何を主体にして考えているのかということをお聞きしているわけでありまして。あれかこれか、100%、オール・オア・ナッシングではなくて、そういう状況のかみ合わせの中で市はどこに基本的なスタンスを置いて、今後の水道事業を経営していくのかということをお聞きしたのであって、県水道一本になってしまえば、これは県水道に一本にするというのは当然であります。今後の成り行きによってどうするのかを協議していくという、夏の水不足に対する対応について、全面的に広域に依存するのか、あるいは広域を補完的なものとするのか、状況によっていずれか決定していかなければならないという答弁のように受けとめているのですが、広域か市水道かということだけではなくて、そういう今の状況を見据えて、どちらにスタンスを置いて長期的な展望の中で勝浦の水道企業を経営していくのかという基本的なスタンスをお聞きしたのですが、余りわかりいい答弁がいただけなかったもので、できれば、簡潔に最後の答弁でお願いしたいと、このように思うわけでありまして。

水道の問題で、今、水道課長からご答弁いただきました。企業団の17億6,600万円のうちの勝浦市の出資金の4,960万円が今までのものであって、これから先はわかりませんということなのです。これからの協議に任されるわけでしょう。撤退によって想定される負担については、用地の付替道路等、周辺の環境整備など、これからは県土整備部と協議しながら詰めていくというふうに承っているという答弁です。治水関係の問題については、水道側が撤退した後を受けて、どうするの

か、この辺も今後の協議というから、これもわからない。そうすると、勝浦市はこの4,600万円程度出したものを、これだけで、これから先はそんなに大きなものがないのかどうか。これは無駄な金を払ってしまっているわけですから、これはいずれ市民に説明しなければいけない。どういうふうに説明するのかというのを苦慮しているところで、できれば、きちっとしたわかりやすい資料を出していただきたい、このように思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

テニスコートの件ですけど、要するに荒川小学校の跡地の活用の問題。これは体協の関係の皆さん方からの協議の中で、5面欲しいと。それは長谷川グラウンドで対応できるということなのですが、基本的な今のところの考えは、市は一体どっちのスタンスなのか。総合運動公園跡地があるではないかという意見もある。荒川小学校は買うのだと。あそこにそういう工法として考えていくのだけでも、警察の予定地はあそこに引き渡すかわりに、3面のコートの代替地は、もっと具体的に荒川小学校と考えているというふうに受けとめていいのか、荒川小学校は一つの候補地にすぎなくて、今後検討していくという考え方なのか。そうすると、その候補地として考えていく、その候補地の中には、総合運動公園の用地もあるかということになるかと思うのですが、その辺の考え方について、最後ですので、一言ご答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 水道についてのスタンスがどちらかということであれば、私は勝浦の水道の将来を考えれば、広域の水道に比重を置くのが賢明である。補完的な立場で現在の勝浦市の運営している水道を、補完的な立場としての水需要に備えるということで考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） 大多喜ダム撤退に伴う負担の関係につきましては、今後、内容がわかり次第、お示しさせていただきたいと思います。なお、資料につきましては、現時点で把握している内容で整えたいと考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。勝浦警察署移転に伴うテニスコートの代替用地としては、長谷川グラウンドということで考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君） 私は、通告に従い、2点についてお尋ねいたします。

まず1点は、勝浦有料道路の平成20年4月、無料化への対応策についてであります。勝浦有料道路が来年の平成20年4月4日に完了を迎え、4月5日より無料化となっております。無料化による交通渋滞の緩和が図られる一面の効果はありますが、業務車両のみならず観光・レジャー客車両も通過されてしまうおそれが予想されております。そこで道路サイドの商店や勝浦中央商店街、観光業を初めとする関係者の人々にとっては、このままだ無料化を受け入れ、何の対策も講じなければ、相当な売り上げダウンの影響が予想されるものと思われま。

そこで、この無料化を契機として、案内誘導看板や標識の新設、既存の案内看板や標識の見直し、関係諸機関との協議や要請等、各種の対応策を講じることが緊急に必要と考えますが、その対応策

についてお尋ねいたします。

まず、1 項目目として無料化による影響をどのように市では予想されているのかをお聞きいたします。1 点目、交通量の変化を無料化の後、どのように予想されているのか。2 点目、経済への影響をどの程度に予想されているのか。3 点目、無料化への影響と対応を関係者と現在どのように協議されたり打ち合わせされているのか、お聞きいたします。

次に、大きな 2 点目で、誘導案内看板や標識の新設や既存の案内看板及び標識の見直しについてであります。そこで 1 点目で誘導案内看板あるいは標識の新設を検討されているのか。2 点目で、既存の案内看板や標識の見直しや増設を検討されているのかであります。

次に、大きな 2 点目で消防防災体制の整ったまちづくりの充実についてお尋ねいたします。勝浦市では、消防防災体制の整ったまちづくりの推進で、1 つとして、地域の消防防災体制の強化。2 として、効率的な消防・防災施設の整備。3 として、市民の消防・防災意識の向上を掲げ、充実を図られているところであります。また、自主防災組織の推進をも図っていると承知しております。ここ数年の地震や台風による被害情報を聞くにつれ、防災体制の重要性や充実度がますます高まっていくものと推察されます。

そこで、地域防災で最も大事な市民への情報の伝達方法と徹底性、次に警戒や被害状況の把握や確認、及び救済措置、市民の防災意識の向上などについて、具体的にお尋ねいたします。

まず 1 点目でございますが、市民への情報伝達方法と徹底性はどのように現在されているのかどうか。2 点目、警戒、被害状況の把握や確認は、現在どのようにされているのかどうか。3 点目、被害への救済措置は具体的にどのようにされているのかどうか。最後に 4 点目、市民の防災意識の向上にどのように現在取り組まれているのかどうか。以上で 1 回目の質問といたします。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、勝浦有料道路が平成 20 年 4 月に無料化になることによる影響についてであります。1 点目の交通量の変化予測につきましては、市といたしましても具体的な対策を検討する資料として、商工会と合同で平成 18 年度に通行料調査を実施し、その調査結果から市内を通行する車のうち袖ヶ浦ナンバー車の 20%、袖ヶ浦ナンバー以外の車の 70%が現在の有料道路を利用すると予測しております。

2 点目の経済への影響の予測につきましては、現在の有料道路が国道のバイパス道路となることから、市街地を通過しないことによる影響は大きいものがあると思います。

3 点目の無料化への影響と対応についての関係者との協議経過であります。これまでのところ、具体的な協議は実施しておりませんが、平成 18 年 12 月に発足した商工会と市による勝浦市商工業連絡協議会により今後の対応について協議してまいりたいと考えます。

次に、誘導案内看板の新設や既存の案内看板の見直しについてであります。1 点目の誘導案内看板の新設の検討につきましては、現在の有料道路出入り口の串浜、部原及び国道 297 号線峰山橋出入り口に市街地への誘導看板を関係機関と協議し、設置してまいります。

2 点目の既存の案内看板の見直しや増設の検討については、既存の案内看板については道路標識による案内ですので、朝市や商店街、観光施設等へ有効に誘導できる案内標識の設置について検討します。

さらに、無料化となる道路内にも市街地等への誘導ができる案内看板についても検討し、設置していく考えです。

次に、消防防災体制の整ったまちづくりの充実について申し上げます。

1点目の市民への情報伝達方法と徹底性についてのご質問であります。本市地域防災計画の中の通信計画に、県より気象警報等の情報を受けた場合、避難勧告、避難指示等の市民への情報伝達を市の防災行政無線、広報車、その他速やかに市民に周知できる方法により行うこととなっております。そういうことから、市民への周知方法として、主に市の防災行政無線や広報車等により周知徹底を図っております。

また、このたびの補正予算案に全国瞬時警報システム整備の関係予算を計上してございますが、これは昼夜を問わず、気象警報、津波警報等の情報につきまして、消防庁から防災行政無線を通じて瞬時に放送できるシステムで、平成20年4月1日運用開始により、市民に対し早期の周知が可能となります。

2点目の警戒・被害状況の把握や確認についてであります。災害が予測される場合、あるいは災害が現に発生した場合には、市地域防災計画に基づき、段階的な職員動員配備を行い、また、消防団、自主防災組織、関係団体の協力を得て、被害状況の把握に努めているところであります。

3点目の被害への救済措置についてであります。勝浦市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合、班体制により速やかな避難場所の設置などに努めております。

そのような中で、さきの台風4号に関しましては家屋の全壊1件に対しては、勝浦市災害見舞規程に基づき、見舞金の支給を初め、床上・床下浸水家屋等に対する感染症予防のため消毒や被災者の申請によりし尿汲み取り手数料の減免を行っております。また、山林崩落、河川被害等につきましては、公共事業あるいは市単独事業での復旧対応を行い、ごく小さな被害に対しても各関係課で復旧対応しているところであります。

4点目の市民の防災意識の向上への取り組みについてであります。毎年実施しております防災訓練や各区、団体等からの要望等による防災講習会の開催、自主防災組織の育成を初め、本年度実施の防災アセスメント調査で防災マップを策定いたします。その内容は、災害に対する心得や備え、注意事項及びマップ等を掲載した冊子を市民に配布することにより、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） それでは、2回目になります。まず、勝浦有料道路の無料化への対応策であります。交通量の変化予測について、市と商工会の共同調査で通行料調査をされた。袖ヶ浦ナンバーが約20%、今後、通行されるのではないかなという予測なのですが、まず、余りにも簡単過ぎて。基本的に今、勝浦に入ってくる部原あるいは勝浦バイパスに関連するだけの通行量を100として、国道128号、勝浦バイパスと2経路あります。この絶対量を100とすると、8%から10%が有料道路を今、使われている。通行量調査であると思うのです。そういう説明があれば、より詳しく思ったのですが、8%から10%ぐらいが有料道路を使われていて、ほかの90%前後が今の国道128号線で通行していると。当然、繁忙期とか、そういうところでは違うと思うのですが、大体20%から40%、袖ヶ浦ナンバー以外の人が来ているということです。調査がそういうことだと思うのですが、そういうことであれば、私が間違いかどうか。そういった中で、よく意味がわから

なかったのですが、絶対数を 100 としたときに、8%から 10%ぐらいが勝浦有料道路がどのぐらいになる。20%というふうに先ほど答えられたどうか分からないのですが、それが絶対数の 100 を分けたときに、勝浦バイパス、国道 128 号線がどういう割合になるのか予測されているかどうか。もちろん、将来予測だから全く分からないけど、ある程度予想されて、私が非常に危惧するのは、多くの車両がさーっと真っ直ぐ行ってしまうようなことが往々にして多いのではないかと。特に観光・レジャー客は、もしかしたら真っ直ぐ行かれてしまうのではないかなと。少しでも立ち寄っていただくということも必要だから、今、質問しているわけですが、まず 1 点目は、交通量の変化予測を、絶対数を 100 としたときにどういう割合になるのか、もう一度、予測をお聞かせ願いたいと思います。

経済への影響ということで、これは影響があるだろうぐらいのお答えだったと思うのでございますが、効果というのは交通量の渋滞と緩和がバイパスとか新たな有料道路の役目なので、これは無料になると、例としては、興津商店街とバイパス、その先では天津商店街とバイパスと。これはともに無料化になっています。交通量調査すれば、あそこは 1 つしかないですから、相当な割合で無料のバイパスを通られることが予想されると思うのですが、そういった交通の面からいくだけでは、もちろん、そういうふうな予測はできるわけですが、あっという間に行ってしまうと、部原から串浜地先、串浜から乗ったら、今度は部原地先を後戻りするといっても、車の性質上、目的地ミスしていない限りは Uターンはしてくれないと。ですから、事前の予告、案内標識や案内看板が非常に重要だと私は考えるのです。

そこで、そういったことを含めて、関係者とは平成 18 年 12 月に商工会との連絡協議会をつくられて、その中で検討されて、通行量調査もやっただと。今後も商工会との連絡協議会で検討していくと。今のところは商工会だけしか考えていませんということですが、もちろん商工会を大きなコアにしてやることは当然必要であります、観光業者だとか、そういった一つの連携もどうかなということも含めます。これをより密に、市がおっくうがらないで、市が積極的に何回も何回も協議会やりましょうと。問題点を明らかにして、当然、お金がかかるような、例えば、案内看板あるいは道路標識を道理管理者である県とか国とかに要望する場合は、市長を先頭に積極的に要請に行きますというぐらいな意気込みの対応が必要だと思うのです。無料化になってからの対応では、それも一つですけど、その前に予想されていることですから、十分にやって、その上で足らないところを来年の 4 月以降やるというふうな覚悟は必要だと思うのです。そういうふうな覚悟の中で、ただ単に連絡協議会で検討しますではなくて、どの程度、親密に頻繁性を持ってやっていくのか。これは、市と言っても、市が全庁体制を組んで対応策をやっていくのか、担当課だけに任せるのか、あるいは今後、関係課が協議して、商工会を中心とする関係者と打ち合わせしていくのか。そういうふうなことが私は必要だと思うのですが、それに対する取り組みについては、今後、頻繁性とか内容を充実させるためにどのように取り組んでいくか、お知らせ願いたいと思います。

次に、誘導案内看板や標識、これは今の市長答弁ですと、今の有料道路の出入り口の重立ったところに 3 カ所、関係機関と協議して設置していきたいというふうになりました。それは無料になってしまいますから、最低、その 3 カ所は誘導案内看板を充実させることは必要だと思います。それについても十分なる内容の標識あるいは看板を検討していただきたいというふうに思います。

次に、2 番目の既存の案内看板や標識について、有効な観光スポットも含めて検討していきたいというお答えがありました。案内看板というこの質問に対して、私は地元というか、市内の特にバ

バイパス内の案内標識看板とか、そういうのを確認しましたら、今までなぜ見直ししなかったのかなというぐらい、私自身も反省しているのですが、まず1点目は、国道297号線、それこそ墨名の交差点になる四つ角です。あの手前には大型案内標識がついています。右側へ行くと鴨川、左側は茂原、御宿。あそこは四つ角にもありながら、先は何も書いてないのです。道があるよという印だけはあるんですけど、標識が何もないのです。案内標識というのは、初めて訪れる人のためにつくのが大鉄則だと聞いています。道路案内標識の先は勝浦市中央商店街があるのです。強いて言えば、朝市があるのです。しかし、何もついてない。また、同じ部原のほうから来て、観光スポット誘導ということになると、市役所の下の上がり口に信号があります。そこには勝浦灯台と官軍塚の観光名所スポットの標識があります。その先に来て、墨名の四つ角に来るときの左側に小さく朝市の丸い看板があります。その先を過ぎていきますと、大型案内標識で右に勝浦駅、左に勝浦漁港というような中での大きな案内看板がついています。

この勝浦無料バイパスを契機として、既存の案内看板あるいは案内標識を道路管理者と協議して直してと、強く洗い出しをしながらやっていくと。これはバイパス内の標識だけではなくて、勝浦市全域をもう一度見直すことが必要ではないかなというふうに強く思うわけです。観光白書からいくと、レジャー客の約51%が自家用車を使うというふうに見ているそうですから、案内標識プラス観光客を誘致するためには、著明なスポットの並列、こういったものが非常に必要だと考えております。

また、今、調査しているから市当局はわかっていると思いますが、静岡県焼津市での大型標識看板の裏面を利用したビジュアルサインの、写真つきの、例えば何とかの里だとか、焼津漁港だとかというのを写真つきで活用して、これは市がそういった面での誘導案内標識として予算をつけてやられていると。そういったことも含めて、この際、まさに初心に戻って、観光振興あるいは観光・レジャー客、こういったものを日常的に取り込むためには、そういう既存の看板や標識の見直しは絶対必要だと強く思うわけです。

というのは、勝浦駅をおりて、観光案内所に行く手前の左側に公衆トイレがあります。私も何回も聞かれたのですが、小湊バスの停留所の手前に細長いもので観光案内所、公衆トイレと矢印がついています。その先に行ったときに、皆さん、迷子になってしまうのです。観光案内所へ行きますとトイレがある。トイレは、御存じだと思いますが、クジラの絵でトイレとしゃれてつくって、小さくて、ほとんどわからなくて、また間から入っていったら余計わからなくて、私も聞かれましたし、タクシーの運転手は、どこですかとよく聞かれると。その見直しも観光立県千葉あるいはグロテスクなキャンペーンでたくさんの人に来てもらうということをやっている、実施計画では案内看板の見直しと、毎年乗っかっていますけど、どこかで大がかりに、既存のものはこれでいいのかという初心に戻って、改めて本格的にやる時期が来ていると思うのです。これはちょうど来年度の勝浦バイパス無料化にあわせて、訪れる人に優しい道路標識、あるいは誘導看板というのをキャッチフレーズにしてやるべきだと強く思うものですが、それについてのより具体的な取り組みを、あるいは12月補正予算では来年4月の無料化への緊急対応と。来年度の予算については、本格的なこういった見直しをするための本予算という中で、思い切ってやられると。ましてビッグひな祭りやカツオまつりで非常に著明な勝浦市になったわけですから、非常に親切的な標識だな、あるいは案内看板だなと言われるためにも、本格的にここで全市を挙げて考えることが必要だと思います。それについての具体的な取り組みの方針や個別の対応策についてお考えをお聞きしたいと思いま

す。

次に、消防防災体制のことでありまして、今現在の情報伝達方法、防災無線、広報車、その他の方法と言われています。基本的には防災無線がメインで、これは台風４号、台風９号の襲来に伴って、特に大雨の警報だとかいろんな警報出されて、市民のためには周知される一つの大きな方法です。ここで、広報車は広い勝浦市内ですから遭遇することはよっぽどではない限りはないと思いますけど、基本的には防災無線でほとんどの市民が知らしめられるということだと思います。この防災無線というのは、窓をあけているときに流されるのはわかりやすいですが、台風襲来とかなんかになると、戸を閉めて嚴重にしていって、鳴っているなと思って表出ているうちにわからなくなってしまうということもある。そこで、市としては防災無線の親局のいろんな方向だとか、いろんな検討してもらったり、個別受信機をできるだけ多く市民に貸与してもらうということでやられているわけだと思いますが、そこで、地域といっても勝浦の場合は各区単位でそれぞれ市政協力員がいらっしゃると思います。お聞きすると、各区長には個別受信機が貸与されていると聞いております。その辺で間違いはないのかどうか。と申しますのは、地元の区では、うちはないよという区長さんがいるのです。これを確認しておきます。

えっと思ったのですが、これは手違いなのかわかりませんが、特に私が言いたいのは、自主防災組織が興津地区と墨名地区、あるいは準備されていると思うのですが、当然そのためにつくったわけですから、自主防災組織ができたところというのは住民の意識が高いのです。特に大震災だけに対応してつくったわけではなくて、台風というのが毎年ある程度来ると予想されれば、市民の大きな被災の原因になるわけですが、自主防災組織も台風の襲来に備え、そのための連絡をつくるとか、あるいは被害状況の確認だとか、同じ自主防災地区内の独居老人の不安がっている人たちへの個別避難所をどうしようかという問題も、現在、悩みの種で検討されているということでもあります。だから、基本的に自主防災組織の方には、理想は各区長から対策本部から避難所設置しましたとかなんかの連絡、これは電話連絡だとよくわからない場合は、ファクス対応するとか、ただ防災無線を聞いて判断させるというだけでなく、基本的には区長や自主防災会長に連絡して、自主防災組織ができればなおさら、日ごろからその地区内の防災意識を高めることが非常に必要だと私は考えるわけです。

現在、自主防災組織があっても、もちろん連絡はきませんと。だから、我が墨名区では、隊長みずからが表に出て防災を聞くということです。もちろん全般的な台風状況というのはテレビニュースでわかるのだけど、避難所はどこにできたのかなとか、そういうことはわからない。基本的には、そういう自主防災組織の会長、そういった人には連絡をするということが、今後のことで必要ではないか。と申しますのは、勝浦は自治会に報酬出しています。中には財政難で厳しいからお金を出さない方法で何とか自治会を運営してもらう方法はないかという中で、お金をもらわなくてもやっている自治会の防災組織というのができているらしいです。勝浦は報酬出してでもお願いしてやっているのですから、聞いてください、知っているはずではなくて、そういう区長とか自治防災会長にはホットに連絡して、お願いする。あるいは確認できていますよねということが非常に誠意がある市の対応だと思うのです。

自主防災組織もいろいろ今、大地震に備えるために、大型台風のときにその自主防災組織の役割を意識してもらうことが必要ではないかという声が出てきているのです。私は墨名区では、広報担当と救護班です。それは大地震のときだとかに隊長から連絡がない限りは、できないわけです。だ

から、そういったことの中で、地区内の意識を高めるためには、大型台風が来て被害が予想される
ときに、少しでも動かすということが必要ではないかということも出てきております。だから、市
は対策本部ができて、防災無線、広報車、関係機関、これは消防団だとか、そういうことだと思う
のですが、それ以外にできれば、各区長あるいは自主防災会の会長には、電話、ファクスという中
での直接連絡が必要と思いますが、それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

話は前後しますが、個別受信機は各区長にほとんど貸与されているというのですが、貸与されて
いない区長がほかの区にもあるかどうか。これをもう一度確認をしていただきたいと思います。茂
原市では、会長だけではなくて自主防災組織の役員まで個別受信機を貸与されている。区で言えば、
区長のほかに、普通、区長代理もいます。そういう方にも個別受信機やって、区でふだんからお世
話してくれる役目の人については敬意と尊敬と期待を含めて、丁寧にアプローチする、そういった
ことも必要ではないかなと。だから、自主防災組織の調査をされて、その自主防災組織の役員まで
個別受信機を貸与するぐらいまでやったらどうかなということについてお尋ねします。

墨名区で今現在、独居老人の方がいらっしゃって、大型台風で風が強かったりすると、怖くて怖
くて1人でいられないから、区の役員を通して避難所をどこかつくってもらいたいと。墨名区は、
ご存じのように事務所がニュー黒潮に一つあって、パルスの前にもあるわけですが、あそこも急勾
配で、2階に座敷があるけど、お年寄りはとても上がっていけないとか、手前に1つ6畳の和室が
あるから、そこだけで墨名区の住民だけでも自主的に避難してもらったときに、対策本部からの避
難所開設ではないです。そういう人たちをどうしようかという中で、今後、検討をしていかなけれ
ばいけないという問題があります。だから、対策本部の避難所開設以外に、その地区ごとに防災を
するということに対して、市が今後、どのように応援していただけるのかなということを含めて、
ご質問し、2回目の質問といたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、第1点目に交通量の変化予測の中で、基本
的に勝浦に入る通行量を100とすると、どのような数字になっているのかということでございま
すが、市長の答弁の中には袖ヶ浦ナンバーと袖ヶ浦以外のナンバーというふうな分け方の答弁をいた
しておりますが、これは昨年度、商工会と市の観光課で共同で部原と串浜に1日立ちまして調査し
た結果がございまして、その報告書によりますと、18年の5月に2回、また7月に1回、8月に1回
と、4回実施いたしました。その結果によって、先ほどの予測が出たわけでございまして。しかし
ながら、この中身につきましては、これをただ単に数値を持っているだけでは何の役にも立ちませ
ん。それをいかに分析して見ていくかが、これからの予測の結果になると思います。

一方の見方で、串浜の出入り口、また部原の出入り口につきまして、それぞれの時間帯でそれぞ
れ1日の数値を出してありますが、議員も恐らく、お手元にはこの数値持っているものと解釈した
上で答えさせていただきますが、その日その日に調査した時点で違っていますが、串浜から勝浦市
街地方面には上の有料を通るのを含めて、平均すると1日約3,500台になりました。それと部原か
ら勝浦方面には1日平均で約3,000台という車が通行をしております。この通行量をもとに、先ほ
どの20、70というナンバー別に振り分けて考えてみますと、串浜から勝浦市外方面には一日、そ
のうちの約42%が今後、無料化になった時点で通るのではなかろうか。部原出入り口では、その通
行量の約40%がバイパス化した道路を通過するのではないかなというふうな予測も出ました。これに
よって、串浜から勝浦方面には1日で約1,470台、部原から勝浦方面には約1,200台の車がバイパ

ス化した道路を通行するという台数も出てきます。この台数は非常に大きいと思います。これらの車が勝浦市街を今まで通っていたにもかかわらず、無料化になることによって勝浦市街を通過してしまうという結果でございますので、この対応については、十分検討をしなければならないというふうに考えております。

次に、事前の予告、案内看板は当然必要だということでございますが、議員のおっしゃるとおりでございます。これにつきましては、昨年度、商工会とこれからの勝浦の方向性を観光も含めて検討しなければいけないという中におきまして、勝浦市商工業振興連絡協議会というのを設置をしたところでございます。これについては、当時、設置した中で、今後の方向性については具体的な協議には入っておりませんが、今回、無料化に向けて、この協議会を母体に、この無料化に対する市として、また商工会、商業者としての考え方をそれぞれ出し合った上で、看板も含めた上で検討していかなければならないというふうに思いますし、この会議をどの程度行うのかということもありますが、早速、初めていきたいということでございます。この 17 日にもまず第 1 回目を行いまして、順次、これの協議会を行って、その後の質問にも出てきましたが、当面、事前に設置しなければならいような看板もございましょうから、そういうものについても考えていきたいというふうに思っております。

続いて、誘導案内看板の設置の内容でございますが、これについても、今ある看板、確かに道路標識だけの青い看板で、この先にはどういう市があるとか。国道ですので、この先は鴨川だとか、大原だとか、そういう大きな地先になっておりますので、その看板が今後どのように使えるのかということも含めて検討してまいりたいと思います。

4 点目の有効な案内看板を設置することが必要だということでございますが、国道 297 号線の墨名交差点にも青い方向を示した看板がございまして。その中には、市街地のほうを向いては何も書いてないというご指摘がございまして、確かに国道につけられている今の看板につきましては、管理しているところの関係から、その先の大きな自治体であるとか、そういう方向しか向いておりません。ですから、その市街地の中にある国道看板等につきましては、市街地の案内は全くされておられません。しかし、議員、おっしゃったとおり、先進地で市内の観光地であるとか、景勝地であるとか、またはその中の大きな施設であるとか、そういう看板にも今はつくられているのだというご指摘がございましたが、私どももその辺は調査しておりまして、確かに、先ほど言われました焼津市のこともわかっております。ですから、その辺については、今後、設置者である県等に協議を申し込みまして、そのようなことができるものから検討してまいりたいと。また、できるとすれば、それがどんな有効な表示をしたらいいのかということも、あわせて検討させていただいて、みんなにわかりやすい看板の設置をしていきたいというふうに考えております。

5 点目の訪れる人に優しい、わかりやすい看板の設置を望むということでございますが、勝浦市については、年間を通してのイベント等で四季を通じて観光客の方がふえております。その人たちが、勝浦に来て、いざどこに行けばいいのかということで、今のまちの中の看板ではわかりづらい面が非常にあるということも思っております。ですから、その辺も今回のバイパスの無料化に伴った看板を協議する中でも、一緒に含めて検討させてもらいたいというふうに思います。

最後になりますが、予算の関係でございます。看板につきましては、国道の標識看板等については、それこそ県の予算で設置をしておりますが、今回のようなバイパスの無料化に伴う勝浦市への誘導看板となりますと、県、国が設置してくれるものではございません。ですから、そこにかかわ

る多額の予算もあろうかと思います。まず最初に、できるものについては、当然、無料化になる前に設置しなければならない最低のものはありますが、その後につきましては、市の財政とも協議し、また、市の道路管理者である内部の都市建設課等と庁内でも検討した上で、さらには商工会、また観光業者、そしてまた朝市関係者等とも協議をする場をつくりまして、勝浦市の市街地が観光地である中で、わかりやすい、誘導できる看板を目指して検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。1点目の各市政協力員、自主防災組織への連絡体制にということでございますけれども、情報の伝達等につきましては、基本的には市の防災行政無線により広範にわたっての情報を一斉に伝える体制をとっております。

2点目の市政協力員の個別受信機の対応でございますけれども、この受信機につきましては、市政協力員の交代時にそれを引き継ぐということになっております。

次に、独居老人等の避難所の関係でございますけれども、その件につきましては、自主防災組織の育成の中で地域の住民の視点を生かした中で、一時避難場所ということで設定していただいております。

もう一点の自主防災組織への代表者への連絡体制ということでありますけれども、それにつきましても、先ほど答弁いたしましたように、基本的には市の防災行政無線により一斉に情報を伝えている体制をとっておりますことから、そういう連絡体制という形になってしまうかと思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 2時10分まで休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） 失礼いたしました。自主防災組織への役員への個別受信機の配布ということでございますけれども、組織の長への配布につきましては、今後、検討させていただきたいと思っておりますけれども、役員につきましては、現在のところ、受信機の配布については考えておりません。また、自主防災組織への連絡ということでございますけれども、連絡体制につきましては、先ほど触れましたけれども、主に市の防災行政無線で行っております。ほかにつきましては、その状況に応じまして地区や自主防災組織に連絡をとっていきたいと思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） 最後の質問であります。まず、防災体制のことで。私の質問で、区長や自主防災組織の会長には今までどおり防災無線で、あるいは広報車で周知しますからということですね。私が言ったのは各区長あるいは自主防災組織の会長に対して、特別にファクスや電話で避難所をこういうふうに設置しましたというふうなことを連絡もできないのですかと。できないのであれば、それはその意識を高めるというよりも、区長や自主防災組織の会長にお世話になるわけですから、何かの方法で、一般市民と同じ方法で聞いてくださいでは失礼だと思うのです。だから言ったわけで、それができない理由があるから、例えば、対策本部ではてんやわんやの忙しさで大変だと。だ

から、私はファクスならファクスで女性職員でもいいから流すとか、できるはずですから、その本部の状況が大変だから現在ではできないと。引き続きほかの方法で検討したいというぐらいまで期待していたのですが、それも全くなくて、今までどおり防災無線でしますと。非常に冷たい、また一般市民と区長や防災組織の会長に対する対応だなと強く思うわけです。そして、市は一生懸命、自主防災組織をつくってくださいと言いながら、その隊長でしたら隊長への問題を非常に軽く考え過ぎているのではないですか。これはもう少し敬意を払って、重要な対策本部の構成員ではないけど、準ずるような方々に敬意を払って、一般市民と違う方法をとってくださいと言いましたから、担当課長だけですぐ結論を出されるのは心外なので、もう一度、庁内でも検討していただきたいということでございます。これは市長が言う市民が安全で安心で住めるまちづくりの大きなきっかけの一つの糸口だということで私は思っているわけです。

それはなぜかといいますと、さっき防災マップを作成して市民へ配布しますと。この市民へ配布した防災マップのオリエンテーションというのは、基本的には防災担当職員が各家庭に行って、防災マップの見方とかなんかいろんな案内をしてくれるのですか。違うでしょう、そこまでできないでしょう。であれば、区長を通して区の組織を使って、防災マップの勉強会をやるとか、自主防災組織で自主的な勉強会を開きますからご使用くださいとかといって、防災マップが有効に活用される方法が区長組織とか自主防災組織を活用してもらうのが私は一番いい方法だと思うから、日ごろから敬意を払って、一般市民と同じ列ではないということをお願いするわけです。だから、できればいいというふうに市が考えて、勉強は市民が勝手にしてくださいよということはあってはならんというふうに強く思うわけです。

地域内で避難所の云々というのは、地域内で設定してくださいとありましたけど、地域内に適切な場所がないときには、地域内の責任者、自主防災組織の会長あるいは区長が市に対して、公民館とか、公の市の持っているものを貸与させていただけるような形の中で市が対応してくれるようなことが今後はふさわしいと思うのですが、そのことも含めて、ぜひお願いしたい。

個別受信機は、先ほど墨名区ではないと言ったのですが、新旧の区長が引き継ぐということになっているそうです。だから、恐らく、墨名区の場合はレアケースだったので、前区長のところに置き放しではないかと。それは各区に任せましたよではなくて、5月の市政協力員との懇談会のときに、区長には防災の問題で個別受信機を貸与しています、引き継ぎ事項はちゃんとしてありませんかとかという確認、連絡をとることが必要です。最低限、必要ではないですか。それは前区長と今の区長の問題ですよみたいな言い方じゃなくて、区長に対していろんなお願いや連絡、確認事項を徹底すれば、個別受信機は区長の皆さん方はありますよねということぐらいまでのことのレクチャー、そういう案内、インフォメーションができると思うのです。だから、市政協力員のときには、防災についての議題も入れて、区長もかわりますから、もう一度確認するというようなことでやっていただければ、恐らく、これは引き継ぎミスになっているのではないかなと思います。

そういうことを踏まえて、市が区長や自主防災会長への誠意ある対応を見せるか見せないかで、そういったミスも防げるというような気がするのです。できれば、区長だけではなくて、副区長とかサブの人に個別受信機を貸与して、一緒になってというふうな形があれば、さらに一步進んだ市民が参加する防災体制ができると思うから、私は言うわけです。それは要望にしておきます。そういう形で市政協力員の会議の中で区長引き継ぎ事項とか、そういうものを入れてくださいと確認すれば、そこでミスが防げたりするわけですし、そういった中で、いかに区長を日ごろから頼りにし

ています、あるいはお願いしているということを見せる場だと思います。墨名区の問題は、市から早急に対応していただきたいということを含めて、防災マップの実際的な勉強会を区長や自主防災組織にゆだねて、それをぜひやってくださいと市がお願いして、本当に有効に、市民を守る、活用する防災マップとして、できることを市が積極的に誠意を持って応援していただくと、やっていくということが私は非常に重要なポイントだと思います。それは要望いたします。

最後に、勝浦有料道路の問題については、課長答弁で大体40%台で恐らくバイパスを使うのではないかと答弁でした。誘導案内標識、あるいは大きな道路案内標識、あるいは部原の手前のほうに勝浦市の条例の何とか宣言とあるけど、それと同時に、特に部原の入り口、あるいは国道297号線については、ある程度、観光客、レジャー客が見えるような大型案内看板を用意しないと、40%がもしかしたらもっとひどくて60%、70%の人がバイパスを通過してしまうのではないですかと。そうすると、道路サイドの人の商店街の人に影響が大きくて、売り上げがおっこっちゃったということになってしまうということの中で、協議会や商工会を中心に、それは結構ですが、あらゆる機会をとらえて、関係諸団体と打ち合わせをし、あるいは先進地のいろんな勉強をして進められることを、これも要望しておきます。

予算については、来年の4月5日から無料になるわけですから、最低でも補正予算でそういった予算措置、本格的な既存看板の見直しも含めて、来年度の予算にぜひいろいろ計上して、勝浦市長が進めているビッグひな祭り、あるいはカツオまつりを初めとする観光勝浦のPRのための、またいらっしゃるための親切な案内看板の見直しと、思い切った検討を熱く燃えている課長と関係者と、頻繁に打ち合わせをやっていただきたいなということを要望して質問を終わります。以上です。

○議長（末吉定夫君）　続きまして、根本　譲議員の登壇を許します。根本　譲議員。

〔3番　根本　譲君登壇〕

○3番（根本　譲君）　公明党の根本でございます。4月の統一地方選で初当選させていただきました。勝浦市発展のため、また、市民の皆様の満足度向上に向けて、先輩議員並びに執行部の皆様のご指導を仰ぎながら、賢明に取り組んでいく所存ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして3項目の一般質問をさせていただきます。

まず、市民アンケートについてお伺いいたします。今、民間ではデフレスパイラルによる不景気が機縁となり、プラダクトアウトからマーケットインに企業の視点をシフトしています。つまり、景気がよかった時代には生産者本位で物をつくり、大量に販売しても消費が進んでおりました。しかし、不景気が続く中で、大量消費の時代から選択の時代に移り、企業もお客様満足度向上の羅針盤に据えてきており、お客様が必要とする細やかなサービスを提供するプロセスづくりが行われています。その結果として、お客様の声の中にこそ新しい製品の発想があると考え、製品企画には大いにお客様の声を取り入れ、お客様の満足度を収集することに努めています。その収集方法として一般的に行われているのがお客様へのアンケートです。お客様が答えやすい設問の仕方を工夫し、苦情なども記入できるようにします。さらに、アンケート結果や考察及び今後の改善点を発表している企業もあります。企業は、必至になって企業内改革に取り組んでいます。

以上のことをかんがみて、市としてさらなる市民への行政サービスというものを考えていかなけ

ればならない時代に入っていると思います。市民相談室、ホームページなどで市民の声を聞くために窓口を設けてありますが、意識ある一部の方の意見にとどまっているように思います。これら幾つかの方法で収集した苦情や意見は、市役所内部の体制や政策に目に見えて改善点として反映されるべきものです。その仕組みが現在あるのでしょうか。また、その仕組みがあるとすれば、十分でしょうか。

そこで、まず、市役所の案内窓口を主に、市役所での市民満足度を計測するために市役所に来られた方に簡単なアンケートを行ってはいかがでしょうか。アンケートの目的は、市役所の行政サービスの向上にあり、改善すべき点が明確に把握できるようなものにします。内容として、職員の対応や申請用紙のわかりやすさ、日常の行政評価、苦情記入などが考えられます。アンケートは、質問設定と答えやすさが命です。市民の皆様にご協力いただきやすい環境が必要です。市民の皆様の待ち時間が発生する市民課など、幾つかの課でアンケートを手渡して記入していただきます。アンケートの手渡しは、一定期間で結構です。それを毎年行い、改善効果を検証することが重要だと思います。また、手渡し以外の期間は、1階の目立つ位置に用紙と回収箱を用意して、自由に書いていただきます。その結果は、集計後、広報で発表し、同時に改善点など、今後の取り組みも公表したらいかがでしょうか。市民はお客様、市民あつての市役所です。市長のお考えをお聞かせください。

次に、地域観光について質問いたします。8月30日付の千葉日報に、成功をおさめたデスティネーションキャンペーンの取り組みを一過性で終わらせず、観光を産業として確固たるものにするため、オール千葉での観光誘致を目指すと載っておりました。当市においては、市長就任以来、観光振興には大変な力を入れてこられたと思います。市民協働の参加でのビッグひな祭り、カツオまつり、いんべやあフェスタ等々、多彩なイベントを行い、地域観光の発展と地域活性化に多大な影響を与えてまいりました。私は本年1月まで観光サービス業に従事しておりましたので、イベントのたびに他地域からの来訪者の多さを実感しておりました。観光は地域にとって大きな経済効果をもたらすだけではなく、訪れる人々との交流を通じて、地域活性化にも大きな役割を果たすものと考えます。観光客を温かく迎え入れる心、受け入れる側の質の向上がリピーターの増加にもつながり、観光のまちとしての勝浦をアピールするのではないのでしょうか。あわせて、健康にかかわる観光が昨今、話題になっております。日本では健康の増進を図る目的とした湯治というものが観光形態の一つに数えられています。当市としても、自然環境を利用してヘルスツーリズムの観光振興を考えてみてはどうか、市長のお考えをお聞かせください。

3点目に、自動体外式除細動器（AED）の設置について質問いたします。心臓振とうという言葉をご存じでしょうか。似たような言葉で脳振とうはよく聞く言葉です。パソコンでも脳振とうと打たなければ、この言葉は出てきません。現在では、心臓に加えられた機械的刺激により誘発された突然死として認識されています。日本では余り認識されていませんから、その予防や処置についても普及していません。偉そうに言っている私も、ごく最近知りました。まず、よく理解していただくために、AEDの解説等で出てきます心室細動について説明いたします。

心臓に強い衝撃を与えると、心室が小刻みに震えた状態になり、脳や体に血液を送り出すことができなくなります。その状態が数分間続きますと死に至る危険な不整脈のことです。したがって、致死的不整脈イコール心室細動ということです。この心臓振とうは、病気を持たない普通の健康な子供や若い人が胸部に比較的弱い衝撃を受けただけで、しかもあるタイミングでその衝撃が心臓に

伝わったときに致死的不整脈が発生し、死に至る危険な状態になるということです。

本年4月、大阪府岸和田市の高校野球の試合中に、打球を胸に受けた投手が心肺停止状態になりましたが、観戦に来ていた救急救命士の迅速な行動のおかげで、AEDにより蘇生し助かったというニュースが報道されました。以前はAEDの使用は医療行為とされ、医師にしか認められませんでした。処置が1分おくれるごとに生存率が10%ずつ下がるため、一刻も早い救命処置が必要となり、AEDは2004年7月から医療従事者ばかりではなく、講習を受ければ一般の方でも取り扱えるようになり、操作方法も音声ガイドしてくれるために、簡単に使用することができるようになりました。心臓の動きを自動解析し、電気ショックが必要な方のみ電流を流す仕組みになっているので、安心であります。

勝浦市は、子供たちのスポーツが盛んに行われております。男子はソフトボール、女子はミニバスケット、中学に入れば各種クラブ活動にと頑張っております。私は、これでもかつては甲子園を夢に見た高校球児でありました。当時の指導に、地面をほうような強烈な打球は体でとめろと教えられた思いがあります。この指導は、今の子供たちにはすべきではないと思われそうです。

最近では胸部を守る防具が普及しましたが、余り使用されていないのが現状であるようです。ふだんの学校生活においても、遊びの中で相手のひじやひざが胸に当たったりします。子供たちは胸郭が柔らかく、衝撃が心臓に伝わりやすいので非常に危険であります。子供たちの安全と安心な生活を守る意味においても、各小中学校にAEDの配備をすべきと思われそうです。また、小中学校は緊急の避難場所にも指定されており、市民の皆様が出入りする場所でもあります。市民の皆様の安全ということからもAEDの設置を望みますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、市民アンケートについてであります。市民の皆様から寄せられる声、ご意見、ご要望等は市政運営にとって大変重要なものと理解しております。現在のご案内のとおり、合同相談、行政相談など各種相談事業や市ホームページからのメールでご意見、問い合わせ、苦情などいただいているところであります。議員、ご提案の件につきましては、今後、検討してまいりたいと考えます。

次に、地域観光について申し上げます。

1点目のホスピタリティーの向上についてであります。地域観光に対する基本的なことは、観光客に対するおもてなしの心、いわゆるホスピタリティーであると認識しております。勝浦は、古くからの夏の避暑地として海水浴場を中心に多くの観光客が訪れており、また、風光明媚な海岸線や新鮮な食材、昔から変わらない素朴な朝市など多くの観光資源があります。また、これまでの夏型観光から四季型観光へと、季節に応じたイベントによる集客もできつつあり、リピーターの方もふえているところであります。勝浦を訪れた観光客の方が、また来てみたいと思えるような場所になるために、観光業者のみならず市民も参加した中でのイベント等の充実、自然環境保全や生活環境の充実も大事な要素であると考えます。

2点目の自然環境を利用したヘルスツーリズムでの観光振興については、勝浦市の環境特性からヘルスツーリズムに対する地域資源として、海洋、自然景観、森林浴等があります。市内には既に

海洋水を利用した健康施設もあり、今後、さらに勝浦の特性を利用したヘルスツーリズムによる観光振興も視野に入れ、今後の観光事業の充実を図りたいと考えます。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、自動体外式除細動器の設置につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。自動体外式除細動器の公共施設への設置についてであります。議員のご指摘どおり、本年4月の大阪府岸和田市の高校野球に係る事件は、皆さんの記憶に新しいことと思います。また、自動体外式除細動器の使用は医療行為とされ、医師にしか認められていませんでしたが、今では講習を受ければ一般の方でも使用可能になったこともご指摘のとおりであります。千葉県におきましても、本年の7月、柏市の小学校プールで友達と遊んでいた5年生の女子児童がおぼれているところを校長が発見し、養護教諭等と心臓マッサージ及び自動体外式除細動器で応急措置の上、病院に搬送しました。女子児童は肺に水がたまり1週間の入院をいたしました。命は救われたという事件がありました。

議員のご指摘のとおり、勝浦市は小中学校を初め、広くスポーツが行われており、また、避難場所に指定されている公共施設も少なくありません。したがって、自動体外式除細動器の設置の必要性につきましては十分に理解しておりますので、既に設置している市町村の状況等も調査しながら、今後、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 謙君） 私の雑然、また雑駁な質問に対しまして、丁寧な答弁、ありがとうございます。初めての質問ということでお許し願います。当初、2回目の質問は補足を何点かさせていただいて終わりにしようかと思いましたが、1点だけ質問させていただきたいと思います。

千葉県の商工労働部観光課観光資源開発室が、これは応募は終わったのですが、おもてなしリーダー養成事業と、やはり同じ開発室で、観光地域ブラッシュアップ・ブランディング事業の応募を、これは今行っているわけですが、特に前者はおもてなし向上を図るため、第1に直接、来訪者と接する機会の多い宿泊施設、また観光施設、公共交通機関などの経営者、管理者、中間管理職を対象にしたものです。後者は、市町村を越えた観光資源の活用、イベント等、多種多様な観光メニューの開発や県内の滞在時間の長期化を促進する事業ですが、これに勝浦市は応募したのかしないのかだけで結構ですので、お答えをお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） ただいまの質問に対しては、県の要請どおり、市も参加していく方向でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 謙君） おもてなしのほうは応募していないのですね。これは終わりましたから、8月17日から8月31日が応募期間でありまして、あとこのブランディングのほうは9月4日から9月20日と、まだ日にちがありまして、なぜこれを言ったかといいますと、ビッグひな祭りだけをとらえて、思うのですが、隣の鴨川市は、これは3カ月なのですが、大体108万5,000人の入り込みがあったと。勝浦市は1カ月ですが、39万8,932人です。鴨川は3カ月で、割れば勝

浦と人数的には大体同じかなと思われそうですけども、実は私の経験からでありますけども、観光するとき、人は一体どこに行って、どんな観光をするかという観光方法をまず考える。観光に対して一般に必要な経費や所要時間などのコストが高いにもかかわらず、訪問地域での活動内容は実際に行ってみないとわからないという高いリスクがあるわけでありまして。そこで、経験者からの情報を得たり、相談するなどの口コミに頼ることが多いのです。この口コミが非常に重要なところであり、リピーターづくりの肝心なところでございます。いかに勝浦の印象をよくするか、それに尽きると思います。

それと、ヘルスツーリズムでありますけども、最近、テレビで相撲の横綱がモンゴルに帰っていますけども、最近、若者を含む都市移住者が労働環境を初め、さまざまな社会、生活環境の悪化を感じたり、あるいは肉体的、精神的疲労、特にストレスを抱えている現代人が疲労回復やリフレッシュを求めて温泉地を訪れる。今、湯治というと短期リフレッシュ型と呼ばれます。現在、日本では、推定ではあるのですが、約 30 万人の方がこういったストレス、特にうつ病にかかっていると言われております。

9月9日の千葉日報に載っておったのですが、その中で、10日から16日、これが自殺予防週間になっているわけでありまして、それにひっかけて、過労自殺問題に取り組む弁護士、うつ病に悩む人たちが集まって自殺は防ぐことのできる死というシンポジウムが9月9日に開かれたということでありまして。うつに関しては病院治療も必要であるのはもちろんでありますけども、温泉を初め森林や海浜などの自然環境が健康に良好な影響を与えることは周知の事実であります。よく自然治癒力と言われるものであります。自然観光は、ヘルスツーリズムと密接な関係であると思うわけでありまして。また、この観光は、今後、さらに増加するのではないのでしょうか。ヘルスツーリズムの観光をやっていくには、当然、行政と事業主の協力のもと、現実できるものと信じております。将来における市の観光事業の展望を考えていただければなと思っております。答弁は結構でございます。

それと、AEDの話ですけども、2週間ほど前、やはり野球の話ですが、関西で有名な甲子園によく出る高校で、ボールが胸に当たり亡くなったというニュースを聞きました。中学3年生になると夏休みに高校に行って硬式の練習に参加するわけでありまして、これは私も経験があります。そのニュースを見たときに、非常にショックでありました。何がショックかというと、学校関係者のインタビューでありました。墨間のボール回しの状態でそんなことになるとは思わなかった。墨間のボール回しというのは、刈込議員は知っていますが、キャッチボールより少しきつい球回しなんですけども、そんなことになるとは思わなかったというのであります。指導者が心臓振とうに対する知識がなかった。そのときに、もしそういうものを知っていれば、この子は命を失うこともなかったのではないのか。同じ野球で、片方は命が助かり、片方は亡くなるという非常に複雑な思いであります。どうか勝浦市でもこのような事件を起こさないように、心肺蘇生術、または救命措置の講習を学校ばかりではなく、皆さんにもわかっていただければなと思います。

AEDの値段でありますけども、この間、消防署へ行って聞いてきました。35万円から70万円と言っていました。学校は大体11施設ありますから、かなりの値段だなと考えましたけども。先ほどの岸和田の高校のAEDなんですけども、これは行政が設置したものではないのです。卒業生が卒業記念として設置していったものということを知っております。どうでしょう。今後、もしお考えがあれば、当然、卒業生の記念としてやって、それで足りない分に関しては、行政で補助をす

る、そういう考えもあるのではないかなと思います。一考としてお考えください。私からは以上であります。答弁は求めません。ありがとうございました。

○議長（末吉定夫君）　続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10 番　児安利之君登壇〕

○10 番（児安利之君）　私は、通告しました4点、市民バス運行拡大の問題、廃棄物の処理問題、住民負担軽減の問題、市民の健康診断及び高齢者医療の問題について市長の見解を求めたいと思います。

まず、市民バス運行の問題であります。市民バス路線の拡大について伺いたいと思うわけですが、私は巡回バスの運行が実施されて以来、繰り返し市民の要望に基づいて運行地域の拡大について要求してまいりました。直近の議会では、去る3月の定例会で、バス運行の範囲や日数の拡大について、市内の未運行地域からの要望の声が寄せられている。当面、ミレーニアまで運行されているコースを、いわゆる上大沢地区まで延長し、さらに全市内の範囲を逐次広げること。あわせて、その手法として単に市内巡回バスのみでなく、乗り合いタクシーやあるいはデマンド方式など、きめ細かな施策を実施する考えはないか、このように市長の考えをただしたところであります。この3月議会でのこれに対しての市長及び関係課長の答弁では、上大沢や広畑地区の運行を検討はしたが、道路が狭い箇所が多く、公安委員会の許可が困難である。また、デマンド方式による乗り合いタクシーは、端的に言えば費用対効果の面でデメリットが大きい。しかし、そうは言っても道路状況をどう改善すれば基準をクリアするか、警察に打診してみる。また、上野地区の小学校3校の学校統合に伴うスクールバスとの併用の市民バスの運行も始めたことから、今後、こういう新たな状況を踏まえて、検討していくと、このように答弁しているところであります。

昨日付の千葉日報でしたか、いすみ市での12月からの市内巡回バスの試行運行が報道されておりますが、今、全国各地でデマンドバスや巡回バスあるいはシャトルバスの組み合わせなど、地域住民の切実な声に何とかこたえていこうという、そういう立場での工夫がなされております。3月定例会での市長答弁を踏まえ、どのような検討がそれ以降なされてきているのか、そして、どのような方向が見出されてきているのか、まず答弁を求めるものであります。

次に、廃棄物処理の問題であります。この問題の一つは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合事業計画のうち平成19年度から20年度に関連してであります。この広域事務組合の事業計画の第10、一般廃棄物処理施設の建設及び管理に関することで、圏域内のごみ搬入量は年間3万3,000トン前後で推移している。平成14年12月、ダイオキシン類排出削減対策のため、大多喜町環境センターと大原クリーンセンターの焼却炉が廃止されて以降、勝浦市、いすみ市、御宿町の3施設で焼却処理される量は、年間2万6,000トン前後で、1日当たり約90トンとなっている。それぞれの施設は、改造や修繕を実施しているが、これは平成19年度、つまり今年度、広域ごみ処理施設の稼働を前提とした改修にとどまっており、各施設の耐用年数は既に大幅に超え、あるいは近々経過しようとしている。したがって、広域ごみ処理施設の早期建設が必要である、このようにこの事業計画では現在の広域ごみ行政の現状を分析しているところであります。まさにごみ処理施設の建設は焦眉の急と言わざるを得ません。この事業計画による事業方針では、広域ごみ処理施設の整備として第1

に施設建設。第2は、施設の維持管理・大規模改修の実施。第3には、ごみ減量化・リサイクルの促進。これらが述べられておりますが、現時点での進捗状況について、まず答弁を求めたいと思います。

また、当初計画されていた施設が19年度完成・稼働であったにもかかわらず、建設場所も最終的な確定を見ないまま、現状の中でこの計画との関係はどうなるのか。あわせて、答弁を求めるものであります。

ごみ問題の第2は、さきに勝浦市が実施したごみ減量化対策住民説明会に関連してであります。その第1は、旧町村単位で実施されたやに聞いておりますこの説明会に参加された市民の方々が、今回のこの市主催の説明会に参加して、その後どんな意見、あるいは参加の中でどのような意見が出されてきていたのか、まずそれを伺っておきます。

なぜならば、説明会の後、私のところに何人かの市民の方から、「ごみ処理が有料になるんですか」、このような問い合わせがありました。ごみの減量化というよりも、有料化の印象を受けたと、こもごも言っていたわけでありますけれども、このことから内容説明を求めるものであります。

次に、説明会に配られた資料についてであります。この資料の内容は、1つ、勝浦市のごみ処理の現状から始まり、2番目に減量化の数値目標、3番目にごみ減量化施策とあります。最後のごみ減量化の施策が述べられているわけでありますけれども、その施策がさらに3項目に分けられています。その施策の第1として、減量化に関する施策検討事項として、2、有料化の実施方式、あるいはまた、3番目として手数料についてとなっているわけであります。そして、1の減量化に関する施策検討事項として、アからクまでの8項目が上げられ、アとして、分別収集の細分化。イが市民協働のリサイクルマーケット事業の開催支援。ウとして、補助事業の拡充。エとして、粗大ごみの個別収集。オとして、積極的な情報提供。カとして、リサイクル推進員制度の導入の検討。キ、マイバッグの推奨事業の実施の検討。クが経済的手法による減量化の促進についての検討と、こういうふうになっているわけであります。

この説明資料の構成を見ると、ごみの減量化が目的というよりも、なるほどこの資料の中身を見れば、有料化が結局、財政補てんが大きな目的であるという本音がそこにあらわれていると言っても過言ではないというふうに感じたものであります。

その第1の理由は何か。施策が3項目に分けてあるけれども、検討事項のアからクの8項目の最後に経済的手法が上げられている。だから、大きな3項目の第3項目目がさらに8項目に分けられている。その8項目の最後の項目に経済的手法による減量化というふうになっている。これでは、他の7項目はつけ足しで、そのねらいは、まさに有料化だと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

第2の理由は、多くのごみ問題の専門家が指摘しているように、実際に有料化実施後、一たんはごみが減っても、またもとに戻って、後はふえ続けているという事例が全国に数多くあるということであります。市民がお金さえ払えばというふうに麻痺してしまって、ごみを出す量がふえたり、不法投棄がふえたりで、かえってモラルハザードが起きてしまったという事例の報告もあります。このような事例は、専門家である当局の担当は十分認識しているはずであります。私は、有料化問題は出口の有料化は減量の根本解決にはならない。入り口から減らさなければだめということだと思います。有料化を言うならば、入り口でというある専門家の持論が、私はまさに正論だと確信するものであります。私は、まず、市が提起した7項目の施策を推進をする。徹底して、市民とひざ

突き合わせて、この施策を推進をする。その上で、なお足らざるところで経済的手法を提起する、これが正当なやり方だというふうに思いますし、その立場に立つものでありますが、市長の明確な答弁を求めたいと思います。

次に、住民負担の軽減問題です。私は、去る6月議会で税金問題で市長に質問いたしました。その中で、自民・公明両党の連立安倍政権による国民に対する増税の実態を明らかにし、勝浦市民に対する増税の額も市長答弁によって明らかになったところであります。すなわち、小泉・安倍内閣による行政改革路線のもとでの税源移譲と今年の6月での定率減税の全廃によって、全国的には実に1兆7,000億円もの庶民増税となること。勝浦市民にとっては、定率減税の廃止分で約3,500万円の増税、住民税率の改正で約1億2,000万円、合わせて1億5,500万円の増税となることが明らかになり、それを指摘をいたしました。

このような状況の中で、少しでも市民負担を軽減することは、今、市民の暮らしにとって最も大切なことだと。そういう意味では、行政上の最も大切なことのひとつだというふうに思うものであります。とりわけ、所得税、高齢者控除の廃止や障害者自立支援法の創設によって痛みを味わっている高齢者や障害者に対する負担軽減を行うことが強く求められております。そこで、要介護認定者の障害者に対する所得税及び市県民税の控除について伺いたいと思います。

今年の5月11日付の新聞で紹介されました記事をまず紹介したいと思いますが、県内の長生郡長南町は、介護保険の要介護認定を受けている人へ、障害者手帳がなくても町長が認定する認定書があれば、障害者控除が受けられる、障害者控除の適用についてのお知らせを出しました。手段としては、「広報ちょうなん」で発行し、さらに対象の175世帯に文書を郵送し、対象者の約8割がそれを申請して、控除総額があつた長南町で500万円から600万円になったという報道であります。このような取り組みは、県下でも長南町の近所の白子町、あるいは千葉市、習志野市などなどで行われているところであります。

勝浦市の平成18年度の介護認定審査の判定数は1,116件であります。非該当を除いても1,100人は対象者と私は推測するものでありますが、この方たちに対する障害者控除制度の活用について、市が積極的に対応することを強く求めるものであります。18年分に遡及して可能かどうか、修正申告によって控除が受けられるのかどうか、また、来年に向けて、その対応も含めて強く要望するものですが、見解を求めたいと思います。

次に、市民健診、高齢者医療問題であります。

まず第1には、市民の健康診断についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の施行は、平成20年、来年の4月からと私は理解していますが、そうだとすると、施行まであと7カ月と迫っているわけであります。老人保健法から高齢者の医療確保法へ変わったときに、法律の名前が変わっただけで中身はほとんど変わらないと、このようなことが巷間、伝えられておりました。ところが、この法律をよく吟味してみると、大変なことが起ころうとしています。私に言わせれば、改悪され、その第2章の医療費適正化の推進、第2節、特定健診等基本指針が設けられ、第4章で後期高齢者医療制度が盛り込まれているわけであります。その意味においては、健康診断、市民健診と高齢者医療制度はまさにセットメニューと言えるものであります。そこでまず、特定健診について伺いたいと思います。

現在、市民健診については、基本健診を初め結核、肺がん、婦人等、各種健診が財政的には一般会計で、主管は介護健康課が行っていると私は理解しております。しかし、平成20年4月からは、

基本健診は介護の特別会計へ、一般健診は特定健康診査となって国保会計へ、そして所管は市民課へと移行するなど、健康診断の考え方の転換が行われようとしているわけであります。これまでの健診によってさまざまな病気の早期発見によって、早期治療と保健指導がその目的でありました。しかし、これからはメタボリック症候群、舌をかむような内容や、いわゆるDM（糖尿病）の削減が目標であって、保健指導という名の階層化の手段としての健診となるのであります。

私は、新制度を以上のように理解しておりますが、市長はどのようにこれを理解しているのか。第1に、老人保健法と高齢者の医療の確保に関する法律の目的の違いをどう認識しているか。第2に、新法で実施される保険者、具体的には国保会計、市民課による健診の内容はどのようなものなのか。また、自治体が実施する、つまり具体的には、介護健康課になろうと思いますが、今までしている各種健康診断との関係はどのようになるのかについて、答弁を求めるものであります。

最後に、後期高齢者医療制度について伺います。ご存じのように、いよいよ来年4月から後期高齢者医療制度がスタートします。千葉県では広域連合が組織され、この広域連合議会へ勝浦市議会からも代表が選出されたわけであります。私はこのような現時点に立ってもなお、この制度では本当に高齢者の健康を守っていくことはできない、こう思う者の一人であります。広域連合規約審議の議会でも私は指摘をいたしましたけれども、元厚生労働省の幹部職員が指摘しているように、言葉は悪いが、後期高齢者医療制度はうば捨て山だという指摘に全く同感であります。

まず、その仕組みは、高齢者の独立した保険制度であり、被保険者は75歳以上のすべての国民であり、75歳以上で健保の扶養家族となる人はいなくなるし、65歳未満の経過措置はあるものの、退職者医療制度も廃止されるのであります。そして、さきに述べた保険者は、千葉県一本の広域連合として設置されたわけであります。また、財源は、患者負担が1割、残りの9割の給付費の1割が後期高齢者の保険料、その5割が国、県、市町村の公費、4割が健保や国保からの支援金であります。

ここで私なりの後期高齢者医療制度の問題点なるものの事項をまとめて列挙いたしますと、1つは、さきにも述べたように、75歳以上のすべての人が保険料を支払わなければならない、保険料額は厚生省の試算でも平均で月6,200円であります。

2つ目として、来年4月から65歳以上の人は、年金から天引きされるようになりますが、75歳以上で年金額が月1万5,000円以上はすべて天引きとなるわけであります。

3点目として、保険料は2年ごとに改定されるけれども、高齢者医療費がふえれば、保険料も値上がりする仕組みで、さらに高齢者人口がふえるのに応じて、75歳以上の保険料負担率を自動的に引き上げる、そういう仕組みにこの医療制度はなっているわけであります。低所得者にも一定の保険料負担を強いることへの批判が広がる中で、厚生労働省は保険料軽減の仕組みをつくったけれども、基本的には前に述べたような仕組みであります。

4点目、重大な問題であります。保険料が払えない高齢者から保険証を取り上げる、こういう仕組みになります。年金が月1万5,000円未満の人は、保険料を天引きではなく自分で納めにいかなければなりませんし、保険料が払えなければ、保険証を取り上げられて、かわりに資格証明書を発行する仕組みであります。今の国民健康保険は、75歳以上や原爆の被爆者などからは保険証を取り上げない、このように国民健康保険法がうたっています。ところが今度は、いや応なしであります。

5点目として、高齢者を75歳で機械的に区切る。年で機械的に区切って、75歳以下よりも75

歳以上のほうが体力的にも、あるいは健康的にもずっといい状態にいる人もいれば、以下の人でも、そうでない人もいる。それを単に年で機械的に区切って、それ未満の人とは異なる診療報酬、つまり医療の値段を設定する、これが今度の制度であります。このことは何を意味するのか。結局、これは医療コストの削減と病気ごとに治療費の上限が決められるわけでありますから、その範囲でしか保険のきく医療ができないために、治療や検査の回数が制限されてしまう。病院にとっては、制限を超えた治療は持ち出しになるわけでありますから、高齢者に手厚い治療ができない。結局、粗悪診療や高齢者の病院追い出しにもつながっていく、こういう状況が生まれることは目に見えているわけであります。

以上のことから、後期高齢者医療制度は、この医療費を押さえ込むためのものであって、保険制度からは多くの無保険者を生み出す。そして、診療報酬では、粗診粗療を押しつけて、高齢者のまともな医療を受ける権利を、そしてまた生きる権利を脅かすものであるということが言えると思います。そういう点では、この後期高齢者医療制度は抜本的な見直しがぜひ必要だと思うものであります。

このような観点から、私はこの問題点の抜本的な見直しがなければ、勝浦市としても中止をも求めるほどの意気込みで国に、あるいは県に対して、この抜本の見直しを市長がはっきりと意思表示すべきである、このように思うものでありますが、これに対する市長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 3時25分まで休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、市民バスの運行拡大についてであります。広畑・上大沢地区についての運行につきましては、勝浦警察署と協議しましたところ、大型車の通行制限等の規制はないものの、道路幅員が狭いことから、対向車とのすれ違いができないなど運行には難があるとの見解でありました。また、小湊鉄道に対して、バス運行について協議しましたところ、道路運送法に基づく千葉運輸支局への認可申請を行うに当たり、道路が狭隘であるため、対向車等に対する待避所、バス回転場及びバス停留所設置等に対する安全対策上の問題が多いため、許可申請を行えないとの見解が示されております。したがって、現時点では当該地区へのバス運行拡大は困難であると判断しております。

また、予約制乗り合いタクシーである、いわゆるデマンド交通システムにつきましては、利用地域を限定した場合には、市街地等から帰宅する場合、利用できる方を限定することによる弊害も大きく、また、本市内でのバス事業者、タクシー事業者への影響や費用対効果などを総合的に検討した結果、本市でのデマンド交通システムの導入は困難な状況にあります。

次に、一般廃棄物の処理問題について申し上げます。

1点目の広域ごみ処理施設の整備の現在の進捗状況及び既に計画されている計画施設との関係についてであります。広域ごみ処理施設の整備については、夷隅郡市内のごみを1カ所で共同処

理するという2市2町の基本的なスタンスに基づいて夷隅郡市広域市町村圏事務組合で計画を進めておりますが、建設予定地となっているいすみ市山田地先の土地周辺の環境の変化、隣接する集落に対するインフラ整備及び補償費等の問題を解決することが難しいことから、進展していないのが現状であります。このため、平成19年度においては、新たな取り組みとして広域組合議会議員及び管理者、副管理者による夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会の設置に向けた組合議会議員との協議を行ったところであり、早期建設を目指し、計画推進を図る考えであります。

また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合事業計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間の計画年度とする夷隅郡市広域市町村圏事務組合の後期5カ年計画が圏域内の市町村合併等により、構成市町の基本構想等が未策定である状況を踏まえて、平成20年度まで策定を見送ったことから、この間の2年間について後期計画にかわるべきものとして、組合規約に規定されている11項目の共同処理する事務事業を円滑に推進するために策定したものであります。したがって、この事業計画という広域ごみ処理施設の整備につきましては、これまで推進してきた夷隅郡市広域ごみ処理施設建設計画を引き継ぐものであります。

次に、ごみ減量化対策住民説明会についてであります。8月に市内20カ所の会場において実施いたしましたこの住民説明会には、延べ859人の参加があり、参加者から121件の質問や意見をいただきました。内容といたしましては、現在の分別の仕方に関する質問、意見が11件、施設に関する質問が8件、有料化の実施内容や実施時期に関する質問が69件、有料化は減量化のためにもという提案を含めて、賛成という意見が15件、減量化施策の実施という意見が11件、反対という意見が1件、その他の要望が6件であります。

また、ごみ減量化施策として、住民説明会で提案している8項目のうち、経済的手法による減量化の促進を除く7項目について、実施できるものは平成20年度当初から実施できるよう準備を進めているところであります。

これらの施策を実施していく上で、ごみの減量はもちろんであります。一方、施策の実施に要する経費も必要となってまいります。また、施設の老朽化による多額の維持管理費も見込まれること等から、経済的手法でありますごみ有料化についても推進してまいりたいと考えております。

次に、所得税、住民税の障害者の控除認定について申し上げます。障害者の所得税、市県民税の控除につきましては、議員、ご指摘のとおり、高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象とされております。

ご質問の介護保険要介護認定を受けている人が税控除が受けられる場合があるとのことですが、介護保険の要介護者ということだけで自動的に所得税の障害者控除に該当することはできないとの厚生労働省の見解があります。いわゆる要介護度とは、お世話のかかり度であり、身体等の障害の状況をあらわすものではなく、障害者控除の基準とする障害の状況と必ずしも連動しないとの考えからとのことであります。しかしながら、この介護認定も公的な認定手法であり、この活用を図るとともに、障害者の程度を捕捉する方法も取り入れながら、認定手法を精査する必要があると考えております。このようなことから、この実現に向け、検討してまいりたいと考えます。

次に、市民健診・高齢者医療問題について申し上げます。

1点目の老人保健法第1条と高齢者の医療の確保に関する法律第1条の基本的な違いについてありますが、我が国は世界に誇るべき国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることが

できる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっていたことから、高齢者の医療の確保に関する法律が制定されたものと理解しております。

また、老人保健法の制定におきましても、老人医療費の自己負担の無料化から老人医療費の急増をもたらした、この老人医療費支給制度がもたらした問題点の解決と、急性疾患から生活習慣病の増大という疾病構造の変化に対応した健康づくりを進める観点から、老人保健制度が創設されたものと理解しております。

これら制度の目的規定である第1条から、高齢者の医療の確保に関する法律では、医療費適正化の総合的な推進のもと、国、都道府県における医療費適正化計画の策定、保険者による特定健康診査、特定保健指導の実施の義務づけなどが位置づけられているものと考えます。

2点目の保険者による健診、また、現在実施している各種健診との関係であります。老人保健法の改正により、基本健康診査、がん検診等は適用法律が変更となります。基本健康診査はなくなり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・特定保健指導として医療保険者に実施が義務づけられ、また、がん検診、骨粗しょう症検診等は、健康増進法に基づく事業として位置づけられました。その他、介護保険法に基づく介護予防のための生活機能評価が義務づけられております。

さて、特定健康診査、特定保健指導であります。国民だれしもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から導入されたものであり、40歳以上を対象として、5年を1期として策定する特定健康診査等実施計画に基づき実施されるもので、実施計画終了後の実績により、保険者が納付する後期高齢者支援金について10%の範囲内で加算、減算等の調整が行われることとなっております。

なお、各種健診の実施に当たりましては、各法律に基づく対象者が一様ではありませんので、市民に混乱を来さないよう配慮してまいりたいと考えます。

3点目の後期高齢者医療制度についてであります。後期高齢者医療制度は、従来の市町村が運営する老人保健制度を改め、医療制度改革大綱に基づいて超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の目指すものとして、原則75歳以上の後期高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態等にふさわしい適切な医療の確保、給付を行い、医療費の適正化を推進するため、必要な措置を講じ、県内全市町村が加入する広域連合が運営する独立した保険制度であり、高齢者みずからが負担能力に応じて保険料を負担することが基本とされ、短期被保険者証及び資格証明書の発行についても国民健康保険と同様の取り扱いがなされるものであります。したがって、老人保健制度と比較いたしますと、後期高齢者の皆様にとりましては、ご負担を強いることとなりますが、昨年6月に法律が制定され、平成20年4月から施行されることとなっておりますことから、本市としては実施に向けて取り組んでいる状況にあります。

なお、後期高齢者では疾病の発症率等から保険原理では機能しにくく、保障原理での運営が望ましいとの意見、または公費負担割合の引き上げ、都道府県の広域連合への加入の必要性など、多くの意見があることにつきましては承知いたしております。したがって、これら諸問題につきま

しては、研究、検討していくとともに、改善すべき点は市長会等を通じて要望してまいりたいと考えます。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10 番（児安利之君） バスの話ですが、結局、上大沢、広畑地区については、退避場所がない、回転場所がない、すれ違えるだけの幅員がない、現時点では無理だ。運行できない条件だけが並べられていて、それをクリアすれば、逆に言えばできるわけです。この要望については、私が言っているだけではないのです。実はある議員が、児安さん、今回、この問題やるのかと。やると言ったら、おれのところにも市民から要望が来ているから、ぜひ自分もやりたいのだが、児安さんがやるならやっておいてくれということです。今も休憩時間中に、この要望は強いよという議員がおりました。それは、私が言うまでもなく、市長にも強い要望が行っていると思うのです。亡くなった山口吉暉さんを今さらよいしょするつもりではありませんが、上野地区の台宿から、あるいは与惣部田から以遠について、上水道を何とかしてくれといったときに、費用対効果は度外視して、あそこの地域における水需要は本当に必要だという立場で決断して、下からポンプアップして上水道を設置したということを記憶していますが、私は山口さんの与党でも何でもないのでけれども、しかし、その点については諸手を上げて賛意を表した。同じ市民が困難にあるといっても、けた違いな困難とそうでない困難とあると思うのです。

どなたが見ても、せっかく巡回バスを通すのなら、あの地域の住民は何人もいません。しかし、人数ではないと思う。そういう点で、巡回バスがだめなら、今度、学校統廃合によってスクールバスとの関連で、オール勝浦のバス体系の見直しもやっていく必要があるということは執行部も言っているわけではないですか。そういう点からすれば、具体的に言うと、回転場所がないといったって、回転場所は上大沢のまん真ん中に広い回転場所があるわけです。すれ違いといったって、途中の何か所かは、それほど切実だと言われている土地を提供しても、すれ違いの場所をつくってもらおうではないかという声もないわけではない。待避所といったって、これは回転とすれ違いができれば、あるいは、手前で一定の場所を待っていると、そういう道路がどこにだってたくさんあるではないですか。それを一つ一つクリアするという、そういう姿勢にどうして立てないのか。私は、そういう姿勢こそが、まさに今、地方自治体に求められていると思うのです。

あるいは、私は冗談ごかしに言ったのだが、ミレーニアの西武の販売の事務所のところまでバス停が来ています。上がだめだったら、下から回って自衛隊道路と言われている大沢に入るところの道路を上がったって、一番どん詰まりまでは行けるわけです。そこに来てもらうという手だってあるし、あるいは今の規模の巡回バスを見直したって、もっと小さな、もっと使い勝手のいい、細いところまで入れる7人乗りとか8人乗りとか11人乗りとか、そういうバスにかえて、そのかわり車両もふやして、もっと路線も拡大する。だって、使い勝手からいったって、スクールバスはスクールバスとしてあるのだし、本当にそういう場合のバスだったら、もっと小型で十分需要にたえられる容量でいいわけでしょう。そういうことだって考えられるし、まず、何とかしようではないかという立場でいろいろな問題をクリアしていくという姿勢と、これがだめ、あれがだめだからできないという姿勢と、前向きと後ろ向きとでは大きな違いがあると私は思うのです。だから、そういう点で、もう一度検討に値するではないかということを力説したいのだけれども、再度、その点での答弁をいただきたい。

私どもが発行している議会と自治体の6月号があるのですが、これに地域交通の特集が載っていました。この特集を見ると、コミュニティーバスや乗り合いタクシーの走らせ方とか、あるいは全国各地で並々ならない努力、行政も議会側もやりながら、大きいのは市電を残したこととか、あるいは鉄道駅のないまちでコミュニティーバスを走らせたとか、あるいは、長野県ですが、相当広い町域に対応した生活の交通システムをつくったとか、あるいはまた、それこそ先ほど登壇して質問したように、デマンドと小型のバスと巡回バスとシャトルバスとを組み合わせながら、工夫しながら、費用の問題も考慮しながら、市民の足を何とか確保しようという自治体も結構あります。だから、そういう点を踏まえて、私はそういう人たちの要望に何とかこたえていくということが、ぜひ必要ではないかというふうに思うのです。

勝浦市ももう既に高齢化率30%になんなんとしているわけでしょう。もっともっとどんどん高齢化していく中で、お医者さんに行きたい、あるいは買い物に行きたい、あるいは役所に年金のことで用がある、一々お医者さんに行くときにタクシーでというわけにもいかんということだと思うのです。その点について、再度、答弁を求めたいと思います。

次に、ごみ問題ですが、確かに夷隅郡市広域市町村圏事務組合事業計画は、いすみ市が合併したのだから、19年度と20年度の2カ年の事業計画しかないということでは、それはやむを得ません。私もそれはそれとして了解します。だけど、具体的に言うと、24ページで言っている一般廃棄物処理施設、し尿処理にかかわるものを除く建設及び管理に関することの中で、先ほど分析したとの繰り返しになってしまっていて恐縮ですが、広域ごみ処理施設建設を積極的に推進するとともに、施設の延命化、施設能力維持のための大規模修繕の実施、及び施設の処理負担軽減に向けたごみの減量化の推進等に努め、圏域内のごみ処理の適正化に努めると、こういうふうに広域では位置づけているのです。その中の施設の整備について、広域ごみ処理施設建設の推進というのが第1に上げられ、維持管理、大規模修繕の実施による施設の延命化が第2に上げられ、ごみの減量化、リサイクルの促進が第3に3つの柱として上げられている。

ところが、肝心なのは、勝浦市がごみの有料化をしようということの発想が今の答弁でもありますが、何といたっても耐用年数が過ぎてしまっている2つの施設。分析によれば、勝浦市、いすみ市は、1つが平成20年には耐用年数を超えると。2つの施設は、既に稼働後、20年以上が経過しているから、一般的に15年と言われている耐用年数の中では、もう既に5年過ぎてしまっているから、いつどうなってもおかしくないという中で、19年度建設完了・稼働という発想が出てきたわけでしょう。でも、それができなかった。だからこそ、今こそ、一日も早くこの広域ごみ処理施設を建設しなければいけない。それを建設した暁には共同で処理するわけですから、それははっきり言えば、勝浦市のごみ行政から離れていってしまうわけでしょう。広域ごみ処理の関係でもってごみ処理運営がされていくわけですから、無料でやりますといたら、市独自で一般会計から勝浦市民にだけごみ処理手数料の無料のための補助金を出さなければ無料にならない。好むと好まざるとにかかわらず有料になるのは、新しい施設では、まさかそこまでやって市は無料にするということは考えにくいから、恐らく、将来、共同処理になれば、有料になるだろうと私も思います。だから、今こそ、市長が夷隅郡市の管理者なのだから、主導権として、リーダーシップを発揮して、一刻も早くそのことに突き進むということが必要ではないでしょうか。

そういう点では、今の答弁では、当初に立てた計画を継承するのだということは、19年度、20年度で分析している日量90トンが今の排出量です。これを各市町村が徹底して、勝浦市が今行お

うとしているように、ごみの減量化を進めていく、分別化を徹底していく、燃やすごみをできるだけ減少させていくということになれば、日量 90 トンが大幅に減るはずです。そのことを夷隅郡市の 2 市 2 町の自治体が、市民、町民の協力を仰ぎながら、強力に進めていく。それと同時進行で、新たな計画でなければいけないのではないですか。現在、当初建てようとしていた上布施の場所で果たして本当にいいのか。あそこに何百万の鶏の養鶏場ができてしまって、その場所でいいのか。あるいは、取付道路、私も何回も現場を見ましたけれども、獣道みたいになっている道を車が通っていつて搬入搬出するような状況ができるのかどうか。それらの位置の問題も含めて、焼却方式、焼却炉の規模の問題も含めて、早急に検討しながら、早く建てるということがぜひとも必要ではないでしょうか。そうでないと、いすみ市にある焼却場と御宿町にある焼却場、勝浦市の焼却場、この 3 つがどれか一つパンクした場合、どうするのか。滑りどめはそれぞれ考えているようだけれども、しかし、それだっていつときしのぎですから、そういう点でそれをまず進めると。

建設委員会を立ち上げるという話でありましたけれども、それはそれでいいですよ。立ち上げたって、今までは私も広域の議員になっていましたが、今までは選挙があるからしようがありませんと言っていた。選挙が終わったのだから、委員が選ばれるのなら、それで鋭意会議を詰めて、どんどん結論出して建設に向かってほしいと思うのだが、その点についての現状はどうなっているか、新しい委員会は立ち上がったのか、委員はどうなったのか、どういうふうに進めようとしているのか、その点について伺いたい。

勝浦市のごみ減量化対策住民説明会ですが、いろいろ意見はあった。一番多い意見は有料化に関する意見だったと、こういう話です。我が党も独自でゴミ袋、収集袋の値上げ反対の署名を市民の皆さんからもらって、短期間に何百という署名が集まった。そして、それを市長に手渡しました。それも市民の貴重な声です。そこで言いたいのだが、この説明書、私、登壇して余りいい説明ではなかったのだけれども、つまり、ごみ処理の現状として、まず大きい項目で 1 つあります。大きな 2 番目にごみ減量化にかかわる数値目標が出ています。数値目標を 1 キログラムに減らすと。平成 12 年度、分別収集を実施し、16%まで向上したのだが、以降は 18%前後で推移しているが、これを 1 日 1.3 キロあるので、これを 1 キロ以下に減らすのを目標にする、こう出ています。それはそれでいい。

3 番目の大きい項目として、減量化に関する施策検討の事項として 8 項目出されている。それはそれでいいと。でも、その最後の 8 項目目の経済的手法による減量化の促進についての検討が、3 ページにわたって、経済的手法の減量化はどういうものか具体的に述べられているのです。有料化の目的と意義とか、リサイクル事業の確保はいいのだけれども、コストがどうだとか、不法投棄対策の考慮とか。7 項目目までは、お題目に毛が生えたぐらいの表題の羅列をつけ足したぐらいの程度しか載せてないということなのです。これだけ見ただけでも、今度の説明会は本当に減量化を目的とした説明会なのか。もっとも役所では、有料化は減量化につながるという論理だから、そうかもしれないけれども、しかし、最大の効果は有料化だと。ごみ減量化の最大の効果は有料化にあるという構成の仕方です。私はそうではないと思う。この 8 項目のうち 7 項目が徹底して行われていつて、その上に立っての有料化の話だと私は認識しているのだが、繰り返しになって恐縮ですが、その点について再度、答弁を求めたいと思います。

住民負担軽減ですが、それは私も知っています。介護保険の認定を受けた者がすべて障害者特別控除に引かれるなんて、そんなばかなことは到底考えられないので、それは私も認識しています。

しかし、こういうことなのです。これも行政の姿勢なのです。今、住民がいろんな公共的な、ごみの手数料にしても、あるいは国民健康保険税にしても、あるいはその他の手数料にしても、そういう公共料金の重圧に耐えかねているときに、少しでもそれを軽減するという立場、あるいはさっきの足に困っているときに、市民の足を確保していくという立場、それがあのかないか。あるいは、積極的なのか消極的なのかによって、施策が大変変わってくるということを言いたいのです。

そういう点で、白子町の例を言っておきます。こういう文書が発せられているのです。これは去年の12月16日ですけど、要介護認定者各位、白子町長、林 和雄。担当、保健福祉課ということで、所得税、住民税申告に関する障害者（特別障害者）控除認定申請についてお知らせ。65歳以上の要介護認定者であって、一定の条件に当てはまる方については、所得税あるいは住民税確定申告の際に、障害者（特別障害者）控除の対象になる場合があります。この対象になる方については、町で認定書を交付いたしますので、同封の障害者控除対象者認定申請書を下記のとおり提出してくださいということで、記、提出期限、提出場所、提出書類、問い合わせ先、云々と文書が全介護保険認定者に送付されているのです。

長南町でも、今年の4月9日、ぎりぎりだった。対象者各位。長南町長あるいは税務課長。障害者控除の適用について。平素、町税務行政につきましてご理解、ご協力、これは前文。平成19年度町県民税の課税に当たり、貴世帯において介護保険の要介護認定を受けている方がいると思われます。既に平成19年1月号の「広報ちょうなん」でもお知らせしましたが、介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者手帳がなくても町長が発行する認定書があれば、障害者控除を受けられることとされています。つきましては、期間がなく恐縮ですが、4月20日までに保険福祉課窓口にて申請手続を行っていただければ、19年度当初から適用されることとなります。なお、ご不明な点がありましたら、下記担当まで云々と。このことによって、短期間であつたけれども、9日に文書を出して、期日がぎりぎりです。それで8割の人が来て、8割の人が認定されて、さっき言ったように200万円から300万円の減税になったという事例がある。だから、そういう点も踏まえれば、所得税について今年度が遡及して修正申告できるのかどうか。その点、税務課長にお尋ねしたいし、できないとすれば、来年度、そのことをやる、今のようなことをやるつもりがあるのかないのか、あるいは、福祉課ではそういうことをやるつもりがあるのかないのか。今の市長の答弁では、今後検討しますなんて、検討の問題ではないのです。やるかやらないかという問題です。その点について、明確な答弁をいただきたい。

次に、市民健診と後期高齢者の問題は、市長が新しい制度の矛盾点は認識していると。だから、あらゆる機会を通じて意見を反映していくと、こう言ったので、それはそれできょうは了とします。ただ、問題は、特定健診と一般健診との関係です。市民課長、今、市長の答弁ではかなり専門的なところまで含めて系統的に答弁があつたが、もう少しかいつまんだ答弁を再度、特定健診と一般健診との関係でお願いしたいし、同時に今、介護健康課が主管でやられている基本健診を含めた一般健診は、今度は財源的には新たにまた国保会計から出して特定健診をやるわけですけども、そうすると、今度はそれがあから、端的に言えば、私みたいな既にDMになっている者は対象外になってしまうのです。早い話が健診を受けられないということになってしまうわけで、それらも含めて、従前のとおり、市民の健康を守っていく上で健診を引き続きやっていくのかいのかないのか。それらについてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） お答えいたします。広畑関係、上大沢への道路につきましては、先ほど市長も申し上げましたが、狭いところでは3メートル程度の道路であります。警察では運行に難があるとの見解でありまして、その後、小湊鉄道にバス運行について協議した結果、道路問題等の安全上の問題が多く、認可申請を行えないというような見解が示されたところであります。公共交通機関としては、高い安全性が必要であるという観点からも、そのようなお話がございました。

バス事業者ができないのであれば、市直営で市民バスを運行できないかというようなお話もあるいは出てくるかもしれませんが、平成18年10月に改正されました道路運送法では、自家用自動車、白ナンバーで有償輸送する場合、同法の第78条で市町村またはNPO法人に限定して認められるよう、法律上明記されました。この場合の条件としては、一般的に採算性の面からバス、タクシー事業者が参入しないような場合であり、移送サービスの提供が成り立たないような地域に限り、バス、タクシー事業者以外の主体による有償旅客輸送が認められるものであります。上大沢、広畑地区につきましては、バス事業者の参入はありませんけれども、タクシー事業者は旅客輸送をしていることから、白ナンバーの市民バス運行は困難だというふうに思われます。

また、仮に事業者の競合がないとした場合でも、地方公共団体、バス事業者、タクシー事業者、またはその組織する団体、住民等、地域関係者で構成する地域公共交通会議で関係者が合意していること、また、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置が講じられているということ等が条件とされております。これをクリアすればということにはなるわけでありますがけれども、高い安全性が求められる公共交通機関としては、現状の道路では大変難しい問題であるという判断をしたところであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、私からは8月に実施したごみ減量化対策住民説明会関係についてお答えを申し上げます。8月の初旬、またお盆の期間を除きまして、後半にかけて、先ほど市長が申し上げましたとおり、市内20カ所において住民説明会を実施させていただきました。冒頭に、市内で発生するごみの量が平成12年度の分別開始時点では一たんは減少したものの、徐々にふえ始めていること。具体的には、人口の減少等を加味すると、1人当たりのごみ排出量は10%ほどふえていると。また、これを処理する施設、クリーンセンターにつきましては、一般的に言われる耐用年数を過ぎ、老朽化が進む中、多額の維持管理費を要しており、平成19年度から稼働する予定であった広域ごみ処理施設建設計画のおくれから、今後も当分の間は現在の施設をいたわりながら使っていかなければならない本市のごみ処理の現状をご理解いただき、ごみ減量化の必要性についてご説明をさせていただきました。そして、ごみ減量化の目標を定め、これを達成するための手段として、議員が先ほど申し上げました各種施策案を提案し、その一環として考えられる有料化についても検討していることをお伝えし、検討案をお示しし、これに対するご意見を伺ってきたところであります。

説明会を通して、説明会が終わって、帰りがけに女性の参加者から具体的にこういうごみはどれと一緒に出せばいいんですかというような現在の分別、14品目の分別の仕方について、何度となく聞かれてまいりました。分別が開始されて8年目を迎え、分別はすっかり浸透したと思っていましたが、まだ我々のほうから一言足りない部分があるのかなという思いがしたところでございます。そういう意味からも、今回の説明会は有効であったというふうに考えております。

こうした現行の分別を徹底する中で、減量が見込まれることにつきましては、きょう、あすから

でも取り組める問題であると認識し、早速、家庭におけるごみ分別の主役であります女性を対象に今後、説明会を実施する方向で、現在、婦人会等、各女性団体へのお願いをしているところであります。また、9月に入りまして、一部の地区で改めて個別に説明会をお願いしたいという要望があり、実施しております。現場では、ごみの減量化に向け、できるものはすぐにやるというスタンスで取り組んでおるところでございます。説明会の中で提案しました減量化施策を実施するに当たっても、それ相当の経費を必要とするものでありまして、また現行の施設維持管理費等、今後のごみ処理経費はふえ続けることは必至であります。これらを総合的に判断しますと、ごみ処理費の一部負担も避けては通れない問題ではないかなということを思っておりまして、今後とも住民のご理解、ご協力をお願いしていく考えでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 所得税、地方税の障害者控除というご質問でございます。これにつきましては、先ほど課税課長ということでご質問があったかと思いますが、税控除の基本となる市町村長の認定という前提がございますので、私からその税の遡及等の関係についても若干触れさせていただきたいというふうに思います。

高齢者の所得税、地方税の障害者控除ということでございますが、これは所得税法の施行令あるいは地方税の施行令に基づきまして行うものでございまして、高齢者、年齢 65 歳以上の者に対する控除でございます。内容的には、障害者あるいは特別障害者ということで、法的に、例えば、福祉手帳等を支給されている者以外の方で、その方々に準ずる者として市町村長の認定を受けた者がこの控除の対象になるということで、所得税法、地方税法の改正があったものでございます。

まず、第1点、障害者につきましては、規定の児童相談所等で知的障害者、中度、軽度、あるいは精神障害者手帳の2級、3級、身体障害者手帳の3級から6級、戦傷病者手帳を有している者ということに加え、知的障害の中度、軽度等に準ずる者、あるいは身体障害者手帳の3級から6級に準ずるものとして市町村長が認定をするということで、この対象になるということでございます。また、特別障害者につきましては、精神上の障害により自利を弁識する能力を欠く状況にある者、または児童相談所等で知的障害者、これは重度と判定された者、あるいは精神障害者保険福祉手帳の第1級、いわゆる重度の方でございます。身体障害者手帳1級、2級、戦傷病者手帳を有している者、これは重度の方でございます。原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の認定を受けている者、これは国の認定ということでございますけれども、そのほかに常に就床を要し、寝たきりということでございますが、複雑な介護を要するもの、いわゆる寝たきり老人という方でございます。その方に加え、障害の程度が知的障害の重度に準ずる者、あるいは身体障害者手帳の1級、2級に準ずる者が市町村長の認定を受けるということで、この認定書の交付があつて、初めて税控除が受けられるということでございます。

先ほど第1回のご質問でございました 18 年度分の遡及ができるか、あるいは修正申告によりできるかということでございますが、この認定書が交付されてない、またそれを処理する制度とか規範がまだできてないという段階でございますので、基本的には今後の税控除が対象になるというふうに考えております。

なお、この取り扱いについては、我々といたしましても、でき得れば、平成 19 年分の確定申告に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。特定健診並びに一般健診についての関係でございますけれども、先ほど市長から答弁がございましたように、今回の高齢者医療の確保に関する法律の新たな制定に、これは老人保健法が変わったわけでございますけれども、それに基づきまして、今まで基本健診等は一般会計で、組織的には介護健康課で行っていたわけでございますが、それが法律の改正によりまして、各保険者に義務づけられるというような状況になりました。したがって、国民健康保険の被保険者であるならば、国民健康保険の担当でその方を基本的には扱うという形になります。ところが、先ほども市長の答弁にもございましたように、今まで行っておりました基本健康診査はともかくといたしまして、がん検診等につきましては、今度は健康増進法で位置づけもされておりますので、まだ特定健診等にかかわる計画等が策定されておられませんので、まだ明確な体制、また組織につきましては、今後詰めていかなければいけません、現状におきましては、現在受けております市民の方々に迷惑、もしくは住民サービスの低下を招かない方向では考えておりますので、基本的には、たとえ法律がそれぞれ区分けされたからといいますが、今申しましたように、住民には迷惑をかけない、共同もしくは一体的体制で住民の方々には臨んでいきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 広域ごみ処理施設につきましては、私が市長になって初めて広域市町村圏事務組合の管理者・副管理者会議に出て、場所に問題があると。この場所では到底、周囲住民並びに各市町村においても同意できないのではないかと発言をしましたときに、冗談じゃないと。既に合意はなされていると。既に場所ありきという立場から出発したわけです。それは、私も勉強不足でしたけれども、議員のときに議会で報告があったかどうか忘れましたが、前市長が管理者であり、そういう合意が首長間で成立していた。その場所の問題については、過去、19年度の稼働を含めて広域でもんだときに、やはり問題ありということと同時に、地元からの迷惑料の補償ということで、大原あるいは御宿から多額の請求がなされたわけです。それに対して、これは困難であるというようなことでございまして、それを踏まえながら、最終的には19年の広域ごみ処理施設の設置が不可能であるという見通しのもとに、14年12月末までにダイオキシンの発生を基準内にすべく、各市町の施設を改善したわけでございます。

現在は、管理者・副管理者会議において、その場所の問題を明確にしてほしいという要望がなされております。そうした上で、委員会を立ち上げるなら立ち上げて、今後に対して協議をすべきである、こういう意見がなされているところでございます。

常に管理者会議の中でも、その場所についてはいまだに、本音を言えば、とんでもないと。御宿町にしても、隣に養鶏場ができて、そのふん、あるいは鳥の羽の飛散によって相当周囲で迷惑をこうむっている。そういうことが悪条件に加わってきて、さらにそこにということは承服しかねるという意見も出されておりますので、現在の段階においては、管理者・副管理者会議において、その場所の問題について明確に一線を出して、新しい広域議員の方々に審議をしていただくべく、これから先、作業を進めていく、今はそういう段階にあります。

したがって、話の内容としては、当初110トンぐらいの巨大な施設をということでありましたけれども、現在の状態から考えれば、それほど大きいものではなくても十分可能であろう。それは、各市町で行う分別収集のいかんによって経費の軽減がなされてくるということで、今後、その辺の活動も画一的に積極的に取り組む必要があるし、各市町から出る担当課長会議においても、具体的

な実施方法について検討していってもらわなければ困る、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10 番（児安利之君） 3回目ですので、まず最初の実案ですが、当面は無理だと。この域を出ないのですが、下から上がったかどうかということに対して答弁なかったのだけでも、市長に対しても要望はかなり行ってるし、市長が担当に対して運行についての検討を指示しているということも、私は承知しています。そういう点からいうと、現在すぐそれはできないかもしれないが、例えば、御宿町のタクシーは町が直接かかわらないけれども、協力を仰ぎながら、変形ですが、ある意味、デマンド的なやり方をやっているし、そこに対する若干の財政的な投入があるかないか、私もまだ定かではないけれども、いろいろ工夫して、それなりにやっているということを踏まえて、何とかしたいという方向で検討が引き続きなされていくのかいかないのか。もうだめだからというのであきらめてしまうのか。極端に言えば、広畑から上大沢の道路を改修すればできることなのでしょう。そういう理屈を言えば、絶対やれないということはないわけですから、そういう点も含めて、最後ですので、市長の答弁を求めたい。

2点目は、廃棄物関係ですが、繰り返し言っているが、こういうことなのです。これは勝浦市民のみならず、夷隅郡市の2市2町の住民の責任の問題ではない。だけど、こういう分析している。19年度に処理施設を計画したでしょう。今、市長が答弁した。それが今のところ、不調に終わっている。だから、その上に立って、どういう分析しているかという、さっきから言っているように、2つの施設は既に20年以上経過していて、1つは来年あたり、あと1年で施設の耐用年数が来る。そこで現在の施設能力を維持するには、さらなる大規模修繕を行うことが必要不可欠であると、管理者である市長が言っている。広域ごみ処理施設の早期建設が必要であると、こう言っているわけです。これは夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事業計画の中でそう分析している。それはだれが分析しているかという、管理者である市長が分析していると。そういう重大な時に当たって、今の答弁では、まず場所がいいんだか悪いんだか、見てもらわなければいけない。だれがリーダーシップをとってきめるんだといったら、広域市町村圏の施設をつくるのだから、広域市町村圏の管理者がリーダーシップをとるほかないでしょう。それでもって早くやってもらわないことには、一方では大規模修繕を行うのが不可欠だと、こう言っているんです。

この間の説明会では、大規模改修しなければ毎年莫大な経費がかかってくる、こう言っているわけです。その経費を年々だれが負うのか、こういうことです。行政の停滞によってしからしめた現在の状況なのではないですか。市民に全く責任はないですよ。だから、そういう行政の責任を感じてもらって、一刻も早くやると。漏れ承るところによると、この間、ごみ処理施設建設推進委員会要綱なるものの原案をつくったら、それがだめだとかいうことで、またぐじゅぐじゅやっているそうではないですか。そんなことをやってないで、一刻も早くそういうものを立ち上げ、建設の方向に向かって、今の時点での身の丈に合ったというか、技術水準に合ったというか、ごみの減量化運動を進めていく上での、しかるべき規模の、あるいは全く発想を変えた考え方もちらちら出ているようですが、ここで直接ごみ処理しないで、どこがやってもらおうとか、いろいろ出ているようですが、いずれにしても、早く結論を出してもらいたい。そのことも、ほかの課長では答弁できないわけですから、管理者である市長からごみ問題も答弁をいただきたい。

住民負担の軽減については、19年度できれば、その方向は何とかやっていきたいような趣旨の福

祉課長の答弁でありましたが、町ですらという町に失礼だが、町ですらやっているんですから、もっと体制の充実した勝浦市としては、ぜひやってもらいたいということを特に強調しておきます。

国税については、所得税についてはどうなのか。税務課長からも答弁をいただいております。

特定健診、現時点ではと括弧がついていたようですけど、私はこの後期高齢者医療制度が進んでいく中でも、水準を落とさずに介護健康課と市民課と、場合によっては福祉課と連携しながら、少なくとも今の水準を下回るような健診ではなくて、つまり、特定健診によって外される 75 歳以上の後期高齢者、あるいは 65 歳から 74 歳の介護予防を加味した健診だけにとどまらず、一般健診、基本健診も含めて引き続きやるということを、再度でしつこくして申しわけないが、ぜひ確約してもらいたい。

その点で、早いところ国の情報をつかんで、4月からといったって、4月1日から始めるためには予算措置だってあるでしょう。予算措置というのは、最終の市長査定は1月の下旬かもしれないけれども、12月には財政当局の財政課長査定がある。1月早々にかけてみんな確定していく。その前に各課の担当課長の指示によって、実践部隊の担当係長が9月から10月、あるいは遅くとも11月初旬にかけて新年度の継続事業も、あるいは新規事業も含めて計画立案するんだから、今からそれを固めていかなければ始まらないでしょう。4月だから、3月ごろやればいいというものではないです。そういう点も含めて、ぜひきちっと対応してもらいたい。後期高齢者制度は欠陥があるといったって、現実に国が抜けてはいけないというのだから、全保険者が入れとって強制的な法律ですから入らざるを得ないのだが、そういう点では、あくまでも市民の健康をどう守るかを基準にしてやってもらいたい。その答弁を求めます。4点、お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） バスの件については、確かに今のところ、出口はない。だめだ、だめだの結論です。しかし、私の考えは、だめなものを一つ一つクリアしていく、そういう知恵がなければ、何事もできないだろうと。そういうことで、現在のこのだめだという条件をもって、勝浦のバス運行についてだめであるという結論は私は出さないつもりであるし、まだ可能性を探る余地はある、そういうふうに考えています。

ごみ処理施設、確かに早急に必要であるということは認識しております。いつまでたっても場所が決まらず、ただ、いろいろなうわさからすれば、あちらこちらで、ああだこうだというのも耳に入ります。しかしながら、問題はああいう形で大原で膨大な補償の話が出た。それに対する地元の問題もございますし、そういうことをコンセンサスを得ながら、いく必要があるだろう。しかし、それについても時間的余裕はそうないのだという認識は十分っております。各市長、町長もそうだと思いますので、この件については、圏内の各担当課長たちも同じ認識に基づいておりますので、これから先の進行を早めていきたい。そして、同時に各市町の責任者、管理者、副管理者ともども、積極的に推進を図りたい、そう思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） 所得税の障害者控除でございますけれども、これも認定されたときが基準ということになります。障害者の場合、所得税の場合、27万円の控除ということになります。また、特別障害者につきましては40万円ということになっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。先ほど基本的というような形でご答弁申し上げましたけれども、その根底には、何回も申しますように、このたびの法律の改正によりまして各保険者に義務づけられた部分というものがどうしてもございます。これは、もう一度申し上げますと、各保険者でございますので、同じ勝浦市民でありながら、国民健康保険に加入されている方は国民健康保険、また各被用者保険のいわば雇い入れられている方、及びその被扶養者の方は、その各保険者がその方を適用させるという形になります。また、後期高齢者の場合には、広域連合が所管でございますので、そちらがこの方について責任を持つ、こういうことが基本的でございますので、基本的というようなお言葉を使わせていただきましたけれども、ただ、あくまでも市民ということにつきましては、変わりはありませんので、従来、介護健康課等が行っておりますがん検診等、そういう検診につきましては、従来と同様にその方々にご迷惑をかけない方法で実行していくということで、先ほどそのような答弁の仕方をさせていただきました。ただ、あくまでも保険者にかかわる特定健診につきましては、後期高齢者医療制度の関係の方については、もし、市に委託されれば、当然、市で行わなければいけません。また、被用者保険の被保険者等につきましては、どうしても市のほうでお願いしたいという形になれば、同じように市で受けなければいけないと、そういう形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月13日から9月17日までの5日間は議事の都合等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、明9月13日から9月17日までの5日間は休会することに決しました。

散 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9月18日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時42分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件